

○国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 110 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 494 号 平成 17 年 11 月 24 日規則第 26 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 46 号
平成 18 年 7 月 27 日規則第 92 号 平成 18 年 12 月 21 日規則第 104 号 平成 19 年 3 月 27 日規則第 54 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号 平成 19 年 11 月 29 日規則第 129 号 平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号
平成 20 年 3 月 27 日規則第 54 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 34 号 平成 21 年 5 月 29 日規則第 66 号
平成 21 年 11 月 30 日規則第 91 号 平成 22 年 3 月 26 日規則第 50 号 平成 22 年 6 月 17 日規則第 70 号
平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号 平成 24 年 1 月 19 日規則第 6 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 82 号
平成 24 年 5 月 28 日規則第 110 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号 平成 25 年 11 月 25 日規則第 73 号
平成 26 年 3 月 24 日規則第 45 号 平成 26 年 11 月 21 日規則第 84 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 23 号
平成 27 年 11 月 25 日規則第 73 号 平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号 平成 28 年 11 月 30 日規則第 78 号
平成 29 年 3 月 22 日規則第 57 号 平成 29 年 11 月 24 日規則第 99 号 平成 30 年 3 月 19 日規則第 26 号
平成 30 年 11 月 30 日規則第 67 号 平成 31 年 3 月 22 日規則第 30 号 令和元年 11 月 20 日規則第 30 号
令和 2 年 3 月 25 日規則第 36 号 令和 2 年 11 月 25 日規則第 115 号 令和 3 年 3 月 17 日規則第 2 号
令和 3 年 11 月 25 日規則第 50 号 令和 4 年 3 月 23 日規則第 20 号 令和 4 年 6 月 23 日規則第 54 号
令和 4 年 9 月 29 日規則第 61 号 令和 4 年 11 月 24 日規則第 106 号 令和 5 年 3 月 22 日規則第 27 号
令和 5 年 6 月 22 日規則第 63 号 令和 5 年 11 月 30 日規則第 82 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 24 号
令和 6 年 11 月 28 日規則第 52 号 令和 7 年 3 月 27 日規則第 27 号 令和 7 年 3 月 31 日規則第 50 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 10 条)
- 第 2 章 俸給(第 11 条―第 21 条)
- 第 3 章 諸手当(第 22 条―第 80 条)
- 第 4 章 給与の特例等(第 81 条―第 89 条)
- 第 5 章 雑則(第 90 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学教職員就業規則(平成 16 年規則第 101 号。以下「教職員就業規則」という。)第 30 条の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学に勤務する教職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 教職員の給与に関しては、この規則の定めによるほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、教職員就業規則第3条に規定する教職員に適用する。ただし、年俸制を適用する教職員及び非常勤職員の給与については、別に定める。

(給与の区分)

第4条 教職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とし、諸手当及び賞与はそれぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、義務教育等教員特別手当、宿日直手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当、クロスアポイントメント手当及び研究代表者手当とする。

(2) 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第5条 この規則に基づく給与は、その全額を通貨で直接教職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労基法第24条第1項ただし書きに規定する労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、教職員から申し出があった場合においては、労使協定に基づき、その者に対する給与の全額又は一部を、教職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。

3 いかなる給与も、学長が定めた諸規則に基づかずに教職員に対して支給しない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与期間)

第6条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第7条 給与の支給日(通勤手当、研究代表者手当及び賞与を除く。)は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 17日が日曜日に当たるとき。 15日(15日が国立大学法人横浜国立大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規則第103号。以下「勤務時間規則」という。)第6条の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、18日)

(2) 17日が土曜日に当たるとき。 16日(16日が休日に当たるときは、15日)

(3) 17日が休日(勤務時間規則第6条第4号に規定する休日を除く。)に当たるとき。 16日(16日が日曜日に当たるときは、18日)

2 俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当及びクロスアポイントメント手当は、一の給与期間の月額的全額をその月の給与の支給日に支給する。

3 超過勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給日に支給する。

- 4 研究代表者手当は、一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月10日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。
- (1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日（支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日）
 - (2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日（支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日）
 - (3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日（支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日）
- 5 賞与は、6月30日及び12月10日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。
- (1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日（支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日）
 - (2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日（支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日）
 - (3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日（支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日）
- 6 第2項及び第3項について、俸給の支給日までに支給に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。また、過払いが生じたときは、その日後の給与から控除することができる。（非常時払い）

第8条 教職員が、当該教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、前条の規定する給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。（勤務1時間当たりの給与額）

第9条 この規則に定める勤務1時間当たりの給与額は、俸給、大学院手当、特別支援学校教員手当、これらに対する地域手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の合計額を算定基礎額（以下「算定基礎額」という。）とし、次の算式によって得た額とする。なお、年間所定勤務日数は、年度の始めから当該年度の末日までの日数から休日を除いた日数とする。

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = (\text{算定基礎額} / (\text{年間所定勤務日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}) \div 12)$$

（端数の取扱い）

第10条 第21条第4項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、次項及び第3項に掲げる場合を除き、これを切り捨てるものとする。

- 2 第 67 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。
- 3 第 81 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の超過勤務の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。
- 5 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数又は介護部分休業の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。

第 2 章 俸給

(俸給の決定)

第 11 条 教職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度と教職員の能力、知識及び経験に基づき、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ別に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表(別表第 1)
- (2) 技能職等俸給表(別表第 2)
- (3) 大学教員俸給表(別表第 3)
- (4) 特別支援学校教員俸給表(別表第 4)
- (5) 中・小学校教員俸給表(別表第 5)
- (6) 栄養士俸給表(別表第 6)
- (7) 看護師俸給表(別表第 7)

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第 12 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

第 13 条 削除

(人事交流者等の初任給)

第 14 条 人事交流その他の異動により、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則(平成 16 年規則第 111 号)第 12 条の規定により退職手当を通算する機関から引き続いて本学の教職員となった者が、この規則により受けることとなる俸給の級及び号俸については、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第 15 条 学長は、教職員の勤務成績が良好な場合又は上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、別に定めるところにより教職員を昇格させることができる。

(降格)

第 16 条 学長は、教職員の勤務成績が著しく不良な場合又はその他の事由による場合は、別に定めるところにより教職員を降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動及び初任給基準を異にする異動の給与)

第 17 条 教職員が、俸給表の適用の異なる他の職種に異動する場合又は俸給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に属する職務に異動する場合における職務の級及び号俸については別に定める。

(昇給)

第 18 条 教職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務の状況、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員(次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を 4 号俸(一般職俸給表の適用を受ける教職員で第 73 条に定める管理職手当の支給を受けるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でこれに相当するものとして学長が別に定める教職員にあっては、3 号俸)とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合又は直近の業績評価の結果が上位である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて学長が別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55 歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員にあっては、57 歳)を超える教職員(次号に掲げる教職員を除く。)

(2) 一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 5 級のもの

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 削除

6 第 1 項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 19 条及び第 20 条 削除

(俸給の日割計算等)

第 21 条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格、降格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から俸給を支給するとき以外のとき、又は月の末日まで俸給を支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第 3 章 諸手当

(扶養手当)

第 22 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 9 級以上であるもの(以下「一般職 9 級以上教職員」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 前項に規定する扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 教職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額 1,300,000 円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(扶養手当の支給額)

第 23 条 扶養手当の月額は、前条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 8 級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 5 級のもの(以下「一般職 8 級教職員等」という。)にあつては、3,500 円)とする。

2 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下この条及び第 26 条において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000

円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の届出)

第 24 条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職 9 級以上教職員から一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職 9 級以上教職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第 22 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職 9 級以上教職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(扶養手当の確認及び認定)

第 25 条 学長は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により認定した教職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 3 学長は、第 1 項の認定を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第 26 条 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職 9 級以上教職員から一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった日、教職員に扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職した場合においてはそれぞれの者が退職した日、一般職 9 級以上教職員以外の教職員から一般職 9 級以上教職員となった教職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級以上教職員となった日、

扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職 9 級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職 9 級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。）で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上教職員が一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものがある一般職 8 級教職員等が一般職 8 級教職員等及び一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職 9 級以上教職員以外のものが一般職 9 級以上教職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職 8 級教職員等及び一般職 9 級以上教職員以外のものが一般職 8 級教職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(扶養手当の事後確認)

第 27 条 学長は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が第 22 条第 2 項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 前項の事後確認において、扶養親族たる要件に疑義がある場合で、かつ、教職員が第25条第3項に掲げる扶養の事実等を証明するに足る書類を提出しない場合、学長は、第24条第2項の届出を待たずに、扶養の事実がないものとして取り扱うことができる。
- 3 前項の場合において、その終期は、直近の事後確認をした日の属する月まで、あるいは認定まで遡って扶養の事実がないものとして必要な措置を行うことができる。

(地域手当)

第28条 教職員に、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給割合100分の16の地域手当を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3の規定により、同条第2項第1号に掲げる割合で地域手当が支給される地域に所在する施設に在勤する教職員については、前段の規定にかかわらず同号の割合による支給割合により地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、俸給（特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が2級又は3級である者については、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第3条第1項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額）、大学院手当、特別支援学校教員手当、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、前項に定める支給割合（第4項から第5項が適用される者については当該各項に規定する支給割合）を乗じて得た額とする。

3 削除

- 4 一般職の国家公務員、特別職に属する国家公務員、国立大学法人の教職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者（以下「給与法適用職員等」という。）が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して第1項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、第1項の規定にかかわらず、当該採用の日から3年を経過するまでの間、当該採用前の機関で支給を受けていた国における地域手当に相当する手当の支給割合（以下「採用前支給割合」という。）に次の各号の区分に応じた割合を乗じて得た支給割合により地域手当を支給する。ただし、各号の区分に応じた割合を乗じて得た支給割合が、第1項前段の規定による支給割合に達しない場合には第1項前段の規定による支給割合とする。

- (1) 当該採用の日から1年を経過するまでの間 100分の100
- (2) 当該採用の日の1年経過後から2年を経過するまでの間 100分の80
- (3) 当該採用の日の2年経過後から3年を経過するまでの間 100分の60

- 5 前項に規定する者のうち、学長が別に定めるものについては、学長が別に定める期間、採用前支給割合と第1項前段の規定による支給割合のいずれか高い方により地域手当を支給する。

(住居手当)

第29条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員。ただし、次に掲げる教職員を除く。

イ 本学所有の宿舍又は国家公務員宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員

ロ 地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「退職手当令」という。)第9条の2各号に掲げる法人その他これに類すると学長が認める法人から貸与された職員宿舍に居住している教職員

ハ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者(教職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該教職員の扶養を受けている者及び第22条に規定する扶養親族をいう。)以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及びこれに類すると学長が認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

- (2) 第48条又は第50条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(第1号イからハで規定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

- (3) 第50条の規定により単身赴任手当を支給される教職員(配偶者のない教職員に限る。)で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもののうち、学長が特に認めるもの

(住居手当の支給額)

第30条 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる教職員のうち第2号に掲げる教職員であるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額)とする。

- (1) 前条第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは 17,000 円)を 11,000 円に加算した額

(2) 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる教職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(住居手当の届出)

第 31 条 新たに第 29 条の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(住居手当の確認及び決定)

第 32 条 学長は、教職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 29 条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(住居手当の家賃の算定の基準)

第 33 条 第 31 条第 1 項の規定による届出に係る教職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1) 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

(住居手当の支給の始期及び終期)

第 34 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 29 条の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 31 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第 35 条 学長は、現に住居手当の支給を受けている教職員が第 29 条の教職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(通勤手当)

第 36 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤(教職員が勤務のため、その者の住居と勤務する部局、附属学校及び本学が所有する施設(以下「部局等」という。))との間を往復することをいう。)のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるもの及び第 3 号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(本学、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるものを除く。)
- (4) 前各号に掲げる交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な教職員は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)別表第 1 に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な教職員とする。

(通勤手当の支給額)

第 37 条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる教職員 第 44 条に規定する支給単位期間につき、その者の通勤に要する交通機関(新幹線鉄道等を除く。以下「普通交通機関」という。)の運賃に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間

の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前条第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、1箇月につきそれぞれ次に掲げる額(1週間の勤務日数が4日以下とされている教職員は次に掲げる額を5で除した額に1週間の勤務日数を乗じて得た額)

イ 自動車等の使用距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。)が片道5km未満である教職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である教職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である教職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である教職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である教職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である教職員 15,800円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である教職員 18,700円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である教職員 21,600円

リ 使用距離が片道40km以上45km未満である教職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である教職員 26,200円

ル 使用距離が片道50km以上55km未満である教職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である教職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60km以上である教職員 31,600円

- (3) 前条第3号に掲げる教職員 次に掲げる区分に応じた額

イ 自動車等の使用距離が片道2km以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 第1号に掲げる額及び前号に掲げる額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額の合計額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ロ 1箇月当たりの運賃相当額が前号に掲げる額以上である教職員(イに掲げる教職員を除く。) 第1号に掲げる額

ハ 1箇月当たりの運賃相当額が前号に掲げる額未満である教職員(イに掲げる教職員を除く。) 前号に掲げる額

- 2 部局等を異にする異動、給与法適用職員等で、当該職から引き続いて本学の教職員となった場合(以下「給与法適用職員等からの採用」という。)又は在勤する部局等の移転

に伴い、所在する地域を異にする部局等に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該異動、採用又は移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが困難(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした通勤距離が 60 キロメートル以上であり、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね 90 分以上である教職員)と認められ、かつ、その利用により通勤時間が 30 分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認める前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる教職員で、当該異動、採用又は移転の直前の住居(当該異動、採用又は移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第 48 条又は第 50 条の規定により単身赴任手当が支給される教職員には、特別料金等に係る通勤手当は支給しない。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)が、20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(普通交通機関に係る定期券と新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されている場合にあっては、当該定期券の価額と通用期間が当該定期券と同じ支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の 2 分の 1 に相当する額、又は特別料金等が含まれた通勤 21 回分の運賃等の額と距離制等による通常の通勤 21 回分の運賃との差額の 2 分の 1 に相当する額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
(通勤手当の算出の基準)

第 38 条 前条第 1 項第 1 号に規定する運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額によるものとする。なお、通常徒歩によることを例とする距離(概ね 1km とする。)内においてのみ利用する普通交通機関は、通常の経路及び方法に係る普通交通機関に含まれないものとする。

- 2 前項の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 3 運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関を利用する区間については、当該区間における1箇月当たりの運賃相当額が最も低廉となる定期券の価額
 - (2) 前号に掲げる区間以外の普通交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(週当たりの勤務日数が5日未満の教職員にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額
- 4 第2項ただし書に該当する場合の運賃相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 5 前3項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の算出について準用する。この場合において、第3項中「普通交通機関の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する額」と、前項中「普通交通機関」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(通勤手当の届出)

第39条 教職員は、新たに第36条の教職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があつた教職員についても、同様とする。

(通勤手当の確認及び決定)

- 第40条 学長は、教職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が第36条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の支給額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定により通勤手当の支給額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(通勤手当の支給日等)

第 41 条 通勤手当は、支給単位期間(第 3 項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は第 3 項各号に定める期間(以下この条及び第 45 条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第 7 条に規定する給与の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第 39 条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において退職した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 次の各号に掲げる通勤手当は、その区分に応じ、当該各号に定める期間を支給単位期間に相当する期間とする。

(1) 教職員が 2 以上の交通機関を利用するものとして第 37 条第 2 項第 1 号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1 箇月当たりの運賃相当額が 55,000 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間(次号及び第 43 条において「最長支給単位期間」という。)

(2) 教職員が第 37 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 箇月当たりの運賃相当額及び同号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときにおける当該通勤手当 最長支給単位期間

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第 42 条 通勤手当の支給は、教職員が新たに第 36 条の教職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている教職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、通勤手当を支給されている教職員が同条の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、第 39 条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている教職員にその支給額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日を前項における事実の生じた日とみなす。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当(次号の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたとき 当該支給単位期間に係る最後の月の末日
 - (2) 前条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関又は新幹線鉄道等に係る運賃等の額が改定されたとき 当該各号に定める期間に係る最後の月の末日
- 4 採用となった者又は部局等を異にして異動した教職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する部局等への勤務を開始すべきこととされる日に第36条の教職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同項の教職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

(通勤手当の返納)

第43条 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第36条の教職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において、次のいずれかに該当し、勤務に就かなかった期間がある場合
(当該期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。)

イ 教職員就業規則の定めにより休職又は停職にされた場合

ロ 国立大学法人横浜国立大学育児休業等規則(平成16年規則第104号。以下「育児休業規則」という。)の定めにより育児休業をした場合

ハ 国立大学法人横浜国立大学介護休業等規則(平成16年規則第105号。以下「介護休業規則」という。)の定めにより介護休業をした場合

ニ 国立大学法人横浜国立大学教職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年規則第9号。以下「自己啓発等休業規則」という。)の定めにより自己啓発等休業をした場合

ホ 国立大学法人横浜国立大学教職員の配偶者同行休業に関する規則(平成30年規則第25号。以下「配偶者同行休業規則」という。)の定めにより配偶者同行休業をした場合

- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関に係る通勤手当に係る前項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃相当額等(第37条第1項第3号に掲げる教職員にあつては、1箇月当たりの運賃相当額及び同項第2号に掲げる額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関(同号の改定後に1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その利用するすべての普通交通機関)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払い戻しを、次に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 前項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)

ロ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

ハ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

ニ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあつては当該通勤しないこととなる月)

(2) 1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超えていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ロ 第41条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下「残月数」という。)を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関についての払戻金相当額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃の額に残月数を乗じて得た額及び最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第37条第2項第2号に定め

る額に残月数を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該機関に係る最後の月である場合にあっては、零)

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る第1項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以下であった場合 その者の利用する新幹線鉄道につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えていた場合 20,000円に残月数を乗じて得た額又は新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

- 4 第1項の規定により教職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当の支給単位期間)

第44条 通勤手当における「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関にあっては、当該新幹線鉄道に係る支給単位期間に相当する期間

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等 1箇月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、退職、長期間の出張又は研修の開始又は終了等により通勤のため負担する運賃の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- 3 支給単位期間は、第42条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

4 前条第1項第3号の規定に該当する場合(次項の規定に該当する場合を除く。)の支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月から。)から開始する。

5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(通勤手当を支給できない場合)

第45条 第36条の教職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当の事後確認)

第46条 学長は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が第36条の教職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該教職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

2 第27条第2項及び第3項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(通勤手当のみなし支給)

第47条 出張先又は研修先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立大学法人横浜国立大学役職員等の旅費に関する規則(平成16年規則第119号)による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、第45条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先又は研修先において勤務する場所を部局等とみなして通勤手当を支給することができる。

2 第37条の規定は、前項の規定により支給する通勤手当の額について準用する。

(単身赴任手当)

第48条 部局等を異にする異動、給与法適用職員等からの採用又は在勤する部局等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動、採用又は部局等の移転の直前の住居から当該異動、採用又は部局等の移転の直後に在勤する部局等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する部局等に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

- (2) 配偶者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - (3) 配偶者が引き続き就業すること。
 - (4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - (5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第 1 項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 通勤距離が 60km 以上であること。
 - (2) 通勤距離が 60km 未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- (単身赴任手当の支給額)

第 49 条 単身赴任手当の月額は、30,000 円(教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が 100km 以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第 3 項に定める額を加算した額)とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による教職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さによるものとする。

3 第 1 項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100km 以上 300km 未満 8,000 円
- (2) 300km 以上 500km 未満 16,000 円
- (3) 500km 以上 700km 未満 24,000 円
- (4) 700km 以上 900km 未満 32,000 円
- (5) 900km 以上 1,100km 未満 40,000 円
- (6) 1,100km 以上 1,300km 未満 46,000 円
- (7) 1,300km 以上 1,500km 未満 52,000 円
- (8) 1,500km 以上 2,000km 未満 58,000 円
- (9) 2,000km 以上 2,500km 未満 64,000 円
- (10) 2,500km 以上 70,000 円

(単身赴任手当の権衡職員の範囲等)

第 50 条 第 48 条の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると学長が特に認める教職員には、前 2 条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当の届出)

第 51 条 新たに第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らか

にする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等教職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(単身赴任手当の確認及び決定)

第 52 条 学長は、教職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(単身赴任手当の支給の始期及び終期)

第 53 条 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が第 48 条又は第 50 条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 51 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(単身赴任手当の事後の確認)

第 54 条 学長は、現に単身赴任手当の支給を受けている教職員が第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正かどうかを随時確認するものとする。

- 2 学長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、教職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

- 3 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(初任給調整手当)

第 55 条 学長は、医学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された者に初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当を支給する教職員の範囲)

第 56 条 初任給調整手当を支給される教職員は、前条に規定する職に採用された教職員で、その採用が、学校教育法に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から 37 年(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する臨床研修(次条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては 39 年、医師法の一部を改正する法律(昭和 43 年法律第 47 号)による改正前の医師法に規定する実地修練(次条において「実地修練」という。)を経た者にあつては 38 年)を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年に達している教職員には、初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第 57 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額が教職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額(育児休業規則第 13 条の 2 及び 13 条の 4 に規定する育児短時間勤務の申出をしている教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)にあつてはその額に申出をしている週当たりの育児短時間勤務時間数を 38 時間 45 分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が 4 年(臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する同表の適用については、当該休職の期間(第 82 条第 1 項による休職、同条第 2 項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

期間の区分	支給額
	円
1 年未満	51,600
1 年以上 2 年未満	51,600
2 年以上 3 年未満	51,600
3 年以上 4 年未満	51,600
4 年以上 5 年未満	51,600
5 年以上 6 年未満	51,600
6 年以上 7 年未満	49,800
7 年以上 8 年未満	48,000

8 年以上 9 年未満	46, 200
9 年以上 10 年未満	44, 400
10 年以上 11 年未満	42, 600
11 年以上 12 年未満	40, 800
12 年以上 13 年未満	39, 000
13 年以上 14 年未満	37, 200
14 年以上 15 年未満	35, 800
15 年以上 16 年未満	34, 400
16 年以上 17 年未満	33, 000
17 年以上 18 年未満	31, 600
18 年以上 19 年未満	30, 200
19 年以上 20 年未満	28, 800
20 年以上 21 年未満	27, 400
21 年以上 22 年未満	26, 800
22 年以上 23 年未満	26, 200
23 年以上 24 年未満	25, 200
24 年以上 25 年未満	24, 600
25 年以上 26 年未満	24, 000
26 年以上 27 年未満	23, 400
27 年以上 28 年未満	22, 800
28 年以上 29 年未満	22, 000
29 年以上 30 年未満	21, 700
30 年以上 31 年未満	21, 300
31 年以上 32 年未満	20, 700
32 年以上 33 年未満	19, 800
33 年以上 34 年未満	18, 900
34 年以上 35 年未満	18, 200

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

- 3 前条第 1 項に規定する教職員となった者(前条第 2 項に規定する職員を除く。)のうち、これらの教職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある教職員で、第 1 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(初任給調整手当の支給の終了)

第 58 条 初任給調整手当を支給されている教職員が第 55 条に規定する教職員以外の教職員へ異動した場合は、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当支給調書の作成)

第 59 条 学長は、初任給調整手当を支給する場合には、第 55 条に規定する教職員ごとに初任給調整手当支給調書を作成し、必要事項を記入の上保管するものとする。

(特殊勤務手当)

第 60 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

(特殊勤務手当の種類)

第 61 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 異常圧力内作業手当

(2) 入試業務手当

2 学長は、前項各号の規定によるもののほか、特に必要と認める場合には、特殊勤務手当を支給することができる。

(異常圧力内作業手当)

第 62 条 異常圧力内作業手当は、教職員が潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した時間一時間につき、教職員の職務の級に応じて次に定める額(潜水深度が 300 メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、次に定める額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額)とする。

(1) 大学教員俸給表 3 級以上の級

2,200 円

(2) 大学教員俸給表 2 級

1,700 円

(3) 大学教員俸給表 1 級

1,400 円

第 63 条から第 65 条まで 削除

(入試業務手当)

第 65 条の 2 入試業務手当は、大学教員俸給表、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員が、入試業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額については、別に定める。

第 65 条の 3 削除

(特殊勤務に係る超過勤務手当)

第 66 条 第 62 条から前条に掲げる特殊勤務に、勤務時間規則第 4 条に規定する勤務時間を超えて従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第 9 条及び次条の規定にかかわらず、勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合の算定基礎額には、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。
(超過勤務手当)

第 67 条 勤務時間規則第 4 条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員（勤務時間規則第 9 条の 3 の規定によりフレックスタイム制が適用された教職員（以下「フレックスタイム教職員」という。）を除く。第 81 条第 1 項において同じ。）には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。なお、次の第 4 号に掲げる勤務は、毎月 1 日を 1 か月の起算日として累計する。

- (1) 勤務が割り振られた日における勤務で、労基法第 32 条を適用して定めた所定勤務時間を超えた勤務 100 分の 125
- (2) 休日（勤務時間規則第 7 条から第 9 条の 2 により振り替えられた休日を含む。）の勤務 100 分の 135
- (3) 第 1 号及び第 2 号以外の勤務 100 分の 100
- (4) 前各号に掲げる勤務の累計が 1 か月 60 時間を超えた時点からの勤務 100 分の 150

2 フレックスタイム教職員には、清算期間における実労働時間が所定勤務時間を超えた場合又は休日に勤務を行った場合、その勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における勤務である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 勤務が割り振られた日における勤務で、労基法第 32 条の 3 の規定による労使協定で定めた所定勤務時間を超えた勤務（次号に規定する休日の勤務時間を除く。） 100 分の 125
- (2) 休日（勤務時間規則第 7 条又は第 8 条により振り替えられた休日を含む。）の勤務 100 分の 135

(3) 一の月の1日から末日までの1か月間において、前各号に掲げる勤務の累計が60時間を超えた時点からの勤務 100分の150

第68条及び第69条 削除

(義務教育等教員特別手当)

第70条 義務教育等教員特別手当は、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員に支給する。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第71条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する次の表のアに掲げる額

(2) 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する次の表のイに掲げる額

ア 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員

職務の級 ＼ 号俸	2級	3級	4級	5級
1～4	6,300円	10,000円	14,400円	18,700円
5～8	6,600	11,000	14,800	19,000
9～12	7,000	11,400	15,100	19,400
13～16	7,300	11,800	15,500	19,600
17～20	7,600	12,500	15,900	19,900
21～24	7,900	12,800	16,300	20,200
25～28	8,300	13,500	16,700	
29～32	8,900	13,800	17,100	
33～36	9,300	14,100	17,400	
37～40	9,700	14,400	17,700	
41～44	10,500	14,700	18,000	
45～48	10,900	15,200	18,300	
49～52	11,300	15,500	18,500	
53～56	12,100	16,100	18,700	
57～60	12,500	16,300	18,900	
61～64	12,900	16,500	19,100	
65～68	13,300	17,000		
69～72	13,700	17,200		
73～76	14,000	17,400		
77～80	14,400	17,600		

81～84	14,700	17,800		
85～88	15,000	18,100		
89～92	15,400	18,200		
93～96	15,700	18,300		
97～100	16,000	18,400		
101～104	16,300	18,400		
105～108	16,500	18,400		
109～112	16,800			
113～116	17,000			
117～120	17,200			
121～124	17,400			
125～145	17,600			

イ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員

職務の級 ＼ 号俸	2 級	3 級	4 級	5 級
1～4	5,400 円	9,700 円	12,400 円	18,700 円
5～8	5,700	10,500	12,800	19,000
9～12	6,000	10,900	13,200	19,400
13～16	6,300	11,300	13,600	19,600
17～20	6,600	12,100	14,000	19,900
21～24	7,000	12,500	14,400	20,200
25～28	7,300	12,900	14,800	
29～32	7,600	13,300	15,100	
33～36	7,900	13,700	15,500	
37～40	8,300	14,000	15,900	
41～44	8,900	14,400	16,300	
45～48	9,300	14,700	16,700	
49～52	9,700	15,000	17,100	
53～56	10,500	15,400	17,400	
57～60	10,900	15,700	17,700	
61～64	11,300	16,000	18,000	
65～68	12,100	16,400	18,300	
69～72	12,500	16,600	18,500	
73～76	12,900	16,900	18,700	
77～80	13,300	17,100	18,900	
81～84	13,700	17,500	19,100	

85～88	14, 000	17, 700		
89～92	14, 400	17, 800		
93～96	14, 700	18, 200		
97～100	15, 000	18, 300		
101～104	15, 400	18, 600		
105～108	15, 700	18, 600		
109～112	16, 000			
113～116	16, 300			
117～120	16, 500			
121～124	16, 800			
125～128	17, 000			
129～132	17, 200			
133～136	17, 400			
137～157	17, 600			

(宿日直手当)

第 72 条 宿日直を命ぜられた教職員には、その勤務 1 回につき、6, 000 円を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務が 5 時間未満の場合は、3, 000 円とする。

(管理職手当)

第 73 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員のうち学長が指定する職にある者について、支給する。

2 管理職手当の月額は、その者の属する俸給表及び職務の級並びに前項により学長が指定した職の区分に応じた次の表に掲げる額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ア 一般職俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
10 級	一種	139, 300 円
9 級	一種	130, 300
	二種	104, 200
8 級	一種	117, 100
	二種	94, 000
	三種	82, 200
7 級	二種	88, 500
	三種	77, 400
	四種	66, 400

6 級	三種	72,700
	四種	62,300
	五種	51,900
5 級	三種	69,400
	四種	59,500
	五種	49,600
4 級	三種	64,700
	四種	55,500
	五種	46,300

イ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5 級	一種	131,900 円
	二種	105,500
	三種	92,300
	四種	85,700
	五種	79,100
	六種	65,900
	七種	46,200
	八種	33,000
4 級	一種	118,700 円
	二種	94,900
	三種	83,000
	四種	77,100
	五種	71,100
	六種	59,300
	七種	41,500
	八種	29,700

ウ 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5 級	五種	73,200 円
4 級	五種	69,300
3 級	七種	36,000
2 級	七種	32,100

エ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5 級	五種	69,600 円
4 級	五種	66,300

- 3 管理職手当は、第 1 項の教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。)は、支給しない。
- 4 第 2 項に規定する月額には、深夜勤務に相当する超過勤務手当相当額及び第 61 条第 1 項第 5 号に規定する入試業務手当相当額を含むものとする。

(教育業務連絡指導手当)

第 73 条の 2 教育業務連絡指導手当は、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務を担当する主任等で、別に定める者に支給する。

- 2 教育業務連絡指導手当の月額は、4,000 円(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 教育業務連絡指導手当は、第 1 項の教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。)は、支給しない。

(期末手当)

第 74 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ第 7 条第 5 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職(教職員就業規則第 37 条の規定による諭旨解雇若しくは懲戒解雇の処分を受けた場合又は教職員就業規則第 16 条第 2 号及び第 3 号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した教職員については退職した日現在)において当該教職員が受けるべき俸給(特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が 2 級又は 3 級である者については、その者の俸給月額の 100 分の 4 に相当する額を給特法第 3 条第 1 項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額。以下この項において同じ。)、扶養手当、大学院手当及び特別支援学校教員手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(表一に定める教職員にあっては、俸給、大学院手当及び特別支援学校教員手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長によ

り衛生管理者又は産業医に任命された教職員については、表一に定める教職員にあっては当該加算率に 100 分の 5 を加算したもの、表一に定める教職員以外の教職員にあっては 100 分の 5 を加算率とする。)を乗じて得た額(表二に定める教職員にあっては、その額に俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「期末手当基礎額」という。)に表三に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表四に定める割合を乗じて得た額とする。

表一 職制上の段階、職務の級を考慮する教職員

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表	10 級、9 級及び 8 級の教職員	100 分の 20
	7 級及び 6 級の教職員	100 分の 15
	5 級及び 4 級の教職員	100 分の 10
	3 級の教職員	100 分の 5
技能職等俸給表	3 級の教職員	100 分の 5
大学教員俸給表	5 級の教職員のうち当該年度の 6 月 1 日現在の 5 級の教職員数に 0.5 を乗じた数(1 未満の端数は切り捨て)の範囲内で学長が定める教職員	100 分の 20
	5 級の教職員	100 分の 15
	4 級の教職員のうち当該年度の 6 月 1 日現在の 4 級の教職員数に 0.25 を乗じた数(1 未満の端数は切り捨て)の範囲内で学長が定める教職員	100 分の 15
	4 級及び 3 級の教職員	100 分の 10
	2 級の教職員のうち修士課程修了後 5 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
特別支援学校教員俸給表	5 級及び 4 級の教職員	100 分の 15
	3 級の教職員	100 分の 10
	2 級の教職員のうち大学 4 卒後 12 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
中・小学校教	5 級及び 4 級の教職員	100 分

員俸給表		の 15
	3 級の教職員	100 分の 10
	2 級の教職員のうち大学 4 卒後 12 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
栄養士俸給表	4 級及び 3 級の教職員	100 分の 5
	2 級の教職員で短大 3 卒後 15 年の経験年数を有する教職員	
看護師俸給表	3 級の教職員	100 分の 5
	2 級の教職員のうち短大 3 卒後 15 年の経験年数を有する教職員	

表二 管理又は監督の地位にある教職員

俸給表	職務の級	管理職手当の区分	割増率
一般職俸給表	5 級以上	1 種	100 分の 25
		2 種	100 分の 15
		3 種	100 分の 10
大学教員俸給表	5 級	1 種	100 分の 25
		2 種	100 分の 15

表三 期末手当支給割合

支給割合	
管理又は監督の地位にある教職員	その他の教職員
100 分の 105	100 分の 125

表四 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

- 3 前項に掲げる在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、その算定については次の期間を除算する。
- (1) 停職にされていた期間
 - (2) 育児休業規則第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項並びに第 6 条の 3 第 1 項に規定する育児休業の申出の期間（次に掲げる育児休業を除く。）、介護休業規則第 4 条第 1 項及び第 6 条に規定する介護休業の申出の期間、自己啓発等休業規則第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する自己啓発等休業の承認の期間又は配偶者同行休業規則第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する配偶者同行休業の承認の期間の 2 分の 1

- イ 当該育児休業の申出の期間の全部が育児休業規則第6条の3第1項に規定する育児休業であって、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の申出の期間の全部が育児休業規則第6条の3第1項に規定する育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
- (3) 休職の期間(第82条第1項による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)の2分の1
- (4) 育児短時間勤務教職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1
- 4 基準日以前6か月以内の期間において、給与法適用職員等が引き続き教職員となった場合に、当該機関がその者に期末手当又はこれに相当する給与を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を教職員として在職した期間に算入する。
- 5 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第7号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
 - (1) 教職員が引き続き給与法適用職員等になるために退職し、当該機関が教職員としての在職期間を通算する場合
 - (2) 教職員が基準日に給与を受けていない休職者である場合
 - (3) 教職員が基準日に停職者である場合
 - (4) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合
 - (5) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合
 - (6) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (7) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされている教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定め

られているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式
手続によるものを除く。第 8 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない
場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る
刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは
調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であ
って、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末
手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認め
る場合

7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、
速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する
場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件
に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明
らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件
に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る
刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴
をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経
過した場合

8 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期
末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと
を妨げるものではない。

9 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該
一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
(勤勉手当)

第 75 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前 6 か月以
内の期間におけるその者の勤務の状況、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて
それぞれ第 7 条第 5 項に規定する日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職
(教職員就業規則第 37 条の規定による諭旨解雇若しくは懲戒解雇の処分を受けた場合又
は教職員就業規則第 16 条第 2 号及び第 3 号の規定により当然解雇された場合を除く。)
した教職員(学長が定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した教職員については退職した日現在)
において当該教職員が受けるべき俸給(特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員
俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が 2 級又は 3 級である者については、その

者の俸給月額の100分の4に相当する額を給特法第3条第1項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額。以下この項において同じ。）、大学院手当、特別支援学校教員手当及びこれに対する地域手当の月額の合計額(前条第2項の表一に定める教職員にあっては、俸給、大学院手当、特別支援学校教員手当及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職務の級に対応する加算率を乗じて得た額(前条第2項の表二に定める教職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 勤務期間別支給割合

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 勤勉手当の総額は、次に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前条第2項表2に定める教職員のうち管理職手当の区分が3種である者を除く教職員 これに該当する教職員の期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額
 - (2) 前号以外の教職員 前号以外の教職員の期末手当基礎額に100分の105を乗じて得た額
- 4 第2項に掲げる勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、その算定については次の期間を除算する。
 - (1) 停職にされていた期間
 - (2) 育児休業規則第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第1項並びに第6条の3第1項に規定する育児休業の申出の期間（第74条第3項第2号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）、介護休業規則第4条第1項及び第6条に規定する介

護休業の申出の期間、自己啓発等休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する自己啓発等休業の承認の期間又は配偶者同行休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認の期間

- (3) 休職の期間(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)
 - (4) 育児短時間勤務教職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 第81条の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病の場合及び通勤上の負傷若しくは疾病の場合を除く。)により勤務しなかった期間から、休日を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業規則第14条の規定による育児時間又は介護休業規則第12条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間
 - (9) 削除
- 5 基準日以前6か月以内の期間において、給与法適用職員等が引き続いて教職員となった場合に、当該機関がその者に勤勉手当又はこれに相当する給与を支給しない場合においては、これらの機関における勤務期間を教職員として勤務した期間に算入する。
- 6 教職員が次の各号に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- (1) 教職員が引き続き給与法適用職員等になるために退職し、当該機関が教職員としての勤務期間を通算する場合
 - (2) 教職員が基準日に休職者である場合(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職を除く。)
 - (3) 教職員が基準日に停職者である場合
 - (4) 教職員が基準日から支給日の前日までの間に、教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合
 - (5) 教職員が基準日から支給日の前日までの間に、教職員就業規則第16条の規定により当然解雇された場合
 - (6) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職した教職員で、退職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (7) 次項の規定により勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合

- 7 前条第6項から第9項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(大学院手当)

第76条 学長は、大学院の授業を常時担当する教授、准教授、講師、助教(以下「大学院担当教員」という。)及び大学院に在学する学生の指導に常時従事する大学教員で次条第3項に定める者(以下「大学院指導教員」という。)に、その職務の特殊性に基づき俸給月額に適正な調整を行うため、大学院手当を支給する。

- 2 大学院手当は、表一に掲げる教職員の職務の級に応じて表二に掲げる大学院手当基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

表一

教職員	調整数
(1) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者で、4人以上の博士課程後期の学生に対して主任として研究指導に従事する者	3
(2) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
(4) 大学院指導教員	1

備考 この表において博士課程を担当する者とは、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成16年規則第5号)第11条に定める研究院に所属し博士課程を担当している者、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科を担当している者又は担当する学府において博士課程後期の担当審査を経た者とする。

表二

職務の級	大学院手当基本額
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

(大学院手当の支給)

第77条 大学院担当教員で大学院手当を支給する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院研究科又は大学院学府(以下「大学院研究科等」という。)に配置されている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導(以下「講義等」という。)を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導(大学院設置基準(昭和49年文部

省令第 28 号)第 11 条第 1 項に規定するものをいい、1 人の学生に対して原則として 1 人をいうものとする。以下「主任指導」という。)を担当するもの

- (2) 前号以外の教授、准教授、講師及び助教で次の一に該当し、かつ、大学院研究科等において講義等を年度を通じて 4 単位以上担当するもの、又は主任指導を行うほか講義等を年度を通じて 2 単位以上担当するもの

イ 大学院研究科等新設の際当該研究科等の教員組織の編成上必要な教授、准教授、講師及び助教として学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 43 条に規定する大学設置・学校法人審議会の審査を経ているもの

ロ 前号に該当するものから、前号以外の教授、准教授、講師及び助教に異動し、引き続き当該講義等又は主任指導を担当する必要があるもの

ハ 大学院研究科等の教育課程として編成されている授業科目について、前号に掲げる教員が欠員等のため又は前号に掲げる教員に適任者が得られないため、これを補うものとして担当を命ぜられているもの

- 2 前条第 2 項表一(1)により大学院手当を支給する者は、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まない。

(2) 2 以上の大学院研究科等の学生の主任指導を担当する場合には、当該教職員が主任指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。

(3) 前項第 2 号により大学院手当の支給する教職員について調整数 3 の大学院手当を支給する場合にあっては、所要の人数の学生に対する主任指導を行うほか講義等を 2 単位以上担当すること。

- 3 前条第 2 項表一(4)により大学院手当を支給する者は次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 大学院研究科等に配置されている大学教員で、その者が職務を助けている大学院担当教員が当該研究科等の授業を常時担当しているものであること。

(2) 次に掲げる大学教員のうち大学院の学生に対する十分な指導能力を有すると認められる者で、現に大学院担当教員を助けて、大学院の学生を直接指導する複雑、困難の度の高い業務に従事する者

イ 博士の学位を有する者

ロ 博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者(原則として、修士課程修了後 5 年以上の研究歴を有する者、医大卒業後 6 年以上の研究歴を有する者又は大学(短大を除く。)卒業後 8 年以上の研究歴を有する者のうちから選考するものとする。)

(3) その者が大学院研究科等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合わせて授業 4 単位分に相当する時間以上(このうち、

原則として授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。)であること。

4 次の各号の一に該当する場合には、大学院手当の支給を停止するものとする。

(1) 休職、停職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業により職務に従事していないもの

(2) 年度の初めから(当該年度の前年から引き続く場合を含む。)当該年度の末日まで外国出張又は海外研修(一時帰国している期間を含む。)を命令等された場合、当該年度の初日以降。

(3) 病気休暇により引き続き90日を超えた日以降。この場合において、期間の計算は、病気休暇開始日から起算し、休日を含めるものとする。

(特別支援学校教員手当)

第78条 学長は、教育学部附属特別支援学校に勤務し、特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に、その職務の特殊性に基づき俸給月額に適正な調整を行うため、特別支援学校教員手当を支給する。

2 特別支援学校教員手当は、前項に規定する教職員の職務の級に応じて次の表に掲げる特別支援学校教員手当基本額に調整数として2を乗じて得た額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする

職務の級	調整基本額
2級	11,100円ただし、1号俸11,083円
3級	11,500円
4級	12,200円
5級	13,100円

(クロスアポイントメント手当)

第78条の2 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人横浜国立大学におけるクロスアポイントメントの取扱いに関する規則(平成28年規則第3号)第5条第1項に基づき締結されたクロスアポイントメントに関する協定により指定された教員のうち、別に定める要件を満たし、大学の教育、研究及び産学連携活動等の推進に資する教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者手当)

第78条の3 研究代表者手当は、大学教員俸給表の適用を受ける教員のうち、別に定める要件を満たし、研究代表者等として外部資金を獲得することを通じた大学の教育研究基盤強化への貢献が特に顕著な教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、研究代表者手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(諸手当の支給方法)

第 79 条 地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当及びクロスアポイントメント手当について、月の途中で要件が具備されるに至った場合又は月の途中で要件を欠くに至った場合には、第 21 条の規定に準じ、日割計算によって得た額を支給する。

2 その他諸手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

(特定の教職員についての適用除外)

第 80 条 超過勤務手当は、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 削除

第 4 章 給与の特例等

(給与の減額)

第 81 条 教職員が勤務しないときは、休日(勤務時間規則第 7 条の規定により休日の振替を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日を振り替えた日)である場合、勤務時間規則第 19 条に規定する休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 フレックスタイム教職員の清算期間における実労働時間が所定勤務時間に不足したときは、その不足した時間のうち次の清算期間に繰り越す時間を除き、不足した 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第 82 条 教職員が教職員就業規則第 21 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が教職員就業規則第 21 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職期間が 1 年(結核性疾患にあっては 2 年)に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教員が、結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、教職員就業規則第 22 条第 1 号及び第 22 条の 2 第 1 項により定められた休職の期間中、給与の全額を支給する。

3 教職員が教職員就業規則第 21 条第 3 号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び特別支援学校教員手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

4 教職員が教職員就業規則第 21 条第 4 号、第 5 号又は第 9 号に掲げる事由により休職となった場合には、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。

ただし、第9号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明若しくは所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

- 5 教職員が教職員就業規則第21条第7号により休職となった場合には、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当(この項において、「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、別に定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

- 6 教職員が教職員就業規則第21条第10号により休職となり、その休職期間中、給与等を支給する必要があると認められる場合には、学長が別に定める。

(育児休業中の給与)

第83条 育児休業規則第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第1項並びに第6条の3第1項に規定する育児休業の申出をしている教職員(この条において「育児休業教職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第74条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している教職員のうち、基準日6か月以内の期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 前項の「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 停職にされていた期間

(2) 非常勤職員として在職した期間

- 4 第75条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務中の俸給)

第83条の2 育児短時間勤務教職員の俸給は、当該育児短時間勤務教職員が得ている俸給に、算出率を乗じて得た額を俸給とする。この場合において、俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の俸給月額とする。

(育児短時間勤務教職員についての特例)

第83条の3 育児短時間勤務教職員についての第74条第2項及び第75条第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

俸給	俸給を算出率で除して得た額
大学院手当	大学院手当を算出率で除して得た額
特別支援学校教員手当	特別支援学校教員手当を算出率で除して得た額
俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

(育児時間中の給与)

第 84 条 教職員が、育児休業規則第 14 条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第 81 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 承認された育児時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(介護休業中の給与)

第 85 条 介護休業規則第 4 条第 1 項及び第 6 条に規定する介護休業の申出をしている教職員(この条において「介護休業教職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 第 74 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている教職員のうち、基準日 6 か月以内の期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 前項のこれに「相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 停職にされていた期間

(2) 非常勤職員として在職した期間

4 第 75 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている教職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(介護部分休業中の給与)

第 86 条 教職員が、介護休業規則第 12 条に規定する介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第 81 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 承認された介護部分休業の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業中の給与)

第 86 条の 2 自己啓発等休業規則第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する自己啓発等休業の承認を得ている教職員には、その期間中の給与は支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第 86 条の 3 配偶者同行休業規則第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する配偶者同行休業の承認を得ている教職員には、その期間中の給与は支給しない。

(復職時調整)

第 87 条 休職にされた教職員が復職し、又は育児休業、介護休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をしていた教職員が復帰し、若しくは休暇のために引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職の期間、育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」とい

う。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に学長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職(休暇)、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明による休職	3分の3
大学院修学休業の期間	
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分の1
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分の3
育児休業をした期間	3分の3
介護休業をした期間	3分の3
自己啓発等休業をした期間(大学等における修学(教職員としての職務に特に有用であると認められるもの)又は国際貢献活動(独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務)のためのものに限る。)	3分の3
自己啓発等休業をした期間(前項に掲げるものを除く。)	2分の1
配偶者同行休業をした期間	2分の1

- 2 教職員就業規則第21条第3号又は5号に規定する休職の場合における俸給月額の調整について、前項の規定による場合には他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず調整することができる。

(俸給の半減)

第88条 第81条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。以下この項において同じ。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日について、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の俸給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

- (1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の教職員に感染のおそれが高いと認められるもの
- (2) 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
- 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の勤務時間規則第6条に規定する休日その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。
 - (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
 - (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - (3) 国立大学法人横浜国立大学教職員労働安全衛生管理規則（平成16年規則第108号）第30条の規定により同規則別紙4に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は変更を受け、同規則第31条第1項の事後措置を受けた場合
- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の改定）

第89条 この規則による給与に改定の必要が生じた場合には、原則として次年度の4月1日から行うものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

第5章 雑則

第90条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

- 2 この規則による用語その他手続等についてこの規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例による。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条第1項に規定する職員(以下「承継職員」という。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)にこの規則により適用を受ける俸給表は、次の表のそれぞれ給与法適用による俸給表に対応するこの規則の適用による俸給表とする。

給与法の適用による俸給表	この規則の適用による俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表
行政職俸給表(二)	技能職等俸給表
教育職俸給表(一)	大学教員俸給表
教育職俸給表(二)	養護学校教員俸給表
教育職俸給表(三)	中・小学校教員俸給表
医療職俸給表(二)	栄養士俸給表
医療職俸給表(三)	看護師俸給表

第3条 承継職員が施行日に受けるそれぞれの俸給表の級及び号俸は、施行日の前日に給与法の適用により受けていた級及び号俸とする。なお、施行日に第15条から第19条の規定による異動がある場合は、当該施行日に第15条から第19条までの規定を適用して決定した級及び号俸とする。

第4条 承継職員が給与法第6条及び同法第8条の規定により昇給した人事院規則9—8第36条に規定する時期から施行日の前日までの期間は、第19条第1項における12月を下らない期間及び第3項における24月(その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあっては、18月)を下らない期間に含むものとする。

第5条 承継職員で、平成11年4月1日において人事院規則9—8—37の規定による普通昇給の昇給停止年齢の経過措置の適用を受ける者又はこれと同等と学長が認める者については、施行日以降においてもこの経過措置が引き続いているものとする。

第6条 承継職員が施行日に受ける扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、施行日の前日に給与法の適用により受けていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定が引き続いているものとみなして支給する。

第7条 承継職員が給与法第10条の3に規定する初任給調整手当が支給されていた場合の支給期間及び支給額は、同条に規定する初任給調整手当を受けていた期間第56条に規定する初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第8条 第76条に規定する大学院手当及び第78条に規定する養護学校教員手当については、平成18年3月31日まで人事院規則9—6—25附則第2項から第5項までの規定による経過措置が引き続いているものとする。

第9条 施行日に教職員就業規則第21条に規定する休職中である承継職員についての第82条第2項及び第3項の規定による休職者の給与の支給される期間は、給与法第23条による休職者の給与を受けていた期間を含むものとする。

第10条 施行日に引き続いて病気休暇を取得中である承継職員についての第88条第1項及び第4項の規定による期間は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第18条の規定による当該病気休暇の開始の日から起算した期間とする。

第11条 承継職員で、施行日の前日に給与法による俸給の特別調整額を受ける職にあった者で、施行日において引き続き第73条の規定による管理職手当を受ける同一の職にある者のうち、管理職手当の支給率が施行日前に受けていた俸給の特別調整額の支給率を下回る者については、平成16年度に限り施行日前に受けていた俸給の特別調整額の支給率を管理職手当の支給率とみなして支給する。

第12条 承継職員で施行日の前日に給与法による指定職俸給表の適用を受けていた部局長で、施行日において引き続き当該部局長の職にある者については、平成16年度に限り、施行日の前日の給与法による指定職俸給表の適用を受けるものとし、号俸及び俸給月額については施行日の前日に給与法の適用により受けていた号俸及び俸給月額とする。

第13条 前条の適用を受ける教職員に対しては、期末特別手当をそれぞれ第7条第5項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した教職員については退職した日現在。)において当該教職員が受けるべき俸給及びこれに対する都市手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(教職員就業規則第21条の規定により休職にされている者(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職を除く。)以外の者にあつては、その額に俸給の100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第74条第2項表四に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ学長が定める額を減じて得た額)とする。

3 第74条第3項から第9項の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。

第14条 扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び大学院手当は、附則第12条の適用を受ける教職員には支給しない。

第15条 当分の間、教職員の俸給月額、当該教職員が60歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員のうち、教職員就業規則附則第6条第2項に掲げる者にあつては、63歳)に達した日後における最初の4月1日(以下この附則において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該教職員の属する職務の級及び当該教職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる者には適用しない。

(1) 大学教員(国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則第2条第1項第1号に規定する教員をいう。)

(2) 教職員就業規則第7条の規定により雇用の期間を定めて採用された教職員

(3) 教職員就業規則第20条の4の規定により、引き続き管理監督職を占める教職員

3 教職員就業規則第20条の2第1項に規定する他の職への降任をされた教職員であつて、当該職への降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に第1項の規定により当該教職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該教職員の受ける俸給月額に、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を加算した額を俸給として支給する。

4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(第1項の規定の適用を受ける教職員に限り、第3項に規定する教職員を除く。)であつて、同項の規定による俸給月額を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、学長の定めるところにより、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額に、前2項の規定に準じて算出した額を加算した額を俸給として支給する。

6 第3項又は前項の規定による俸給を支給される教職員以外の第1項の規定の適用を受ける教職員であつて、事情を考慮して当該俸給月額を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、学長の定めるところにより、当分の間、当該教職

員の受ける俸給月額に、前3項の規定に準じて算出した額を加算した額を俸給として支給する。

附 則(平成17年3月24日規則第494号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月24日規則第26号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第46号)

改正 平成19年3月27日規則第54号 平成19年3月30日規則第72号
平成20年2月28日規則第12号 平成21年11月30日規則第91号
平成24年5月28日規則第110号

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長が別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

第3条 切替日の前日において教職員給与規則別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(学長が別に定める教職員にあっては、学長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される教職員(次条に規定する教職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

第4条 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた教職員の切替日における俸給月額は、学長が別に定める。

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(次の各号に掲げる教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未

満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる教職員(学長が別に定める教職員を除く。)には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号附則第 2 条第 1 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成 21 年 12 月 1 日において次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受けていた教職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸以外であった教職員(以下「平成 21 年度減額改定対象教職員」という。) 100 分の 99.1

(2) 平成 21 年度減額改定対象教職員以外の教職員 100 分の 99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技能職等俸給表	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
大学教員俸給表	1 級	1 号俸から 48 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
特別支援学校教員俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
中・小学校教員俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 号俸まで
栄養士俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
看護師俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員と権衡上必要があると認め

られるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される教職員に関する教職員給与規則第69条第1項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年規則第46号)附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第8条 第76条の規定により大学院手当を支給される職を占める教職員(以下「大学院手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る大学院手当基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規則による改正後の第76条第2項の規定による大学院手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(育児休業規則第13条の2及び第13条の4に規定する育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を大学院手当として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き大学院手当適用教職員(第3号に該当する教職員を除く。)である教職員 同日にその者に適用されていた大学院手当基本額
- (2) 切替日以後に新たに大学院手当適用教職員(次号に該当する教職員及び切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に新たに大学院手当適用教職員になったとした場合にこの規則による改正前の国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(以下「改正前の教職員給与規則」という。)第76条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる大学院手当基本額
- (3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院手当適用教職員となった者にあっては、切替日の前日に新たに大学院手当適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用さ

れることとなる職務の級及び号俸を基礎として改正前の教職員給与規則第 76 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる大学院手当基本額

ただし切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員にあっては、学長の定める額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ニ 再任用職員異動をした場合

- (4) 切替日以後に、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則第 12 条第 2 項の規定により新たに教職員となった教職員 当該教職員が切替日の前日に教職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる大学院手当基本額

第 9 条 第 78 条の規定により特別支援学校教員手当(第 1 号の経過措置期間における養護学校教員手当を含む。以下同じ。)を支給される職を占める教職員(以下「特別支援学校手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規則による改正後の第 78 条第 2 項の規定による特別支援学校教員手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(育児休業規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 4 に規定する育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を特別支援学校教員手当として支給する。

- (1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き特別支援学校教員手当適用教職員(第 3 号に該当する教職員を除く。)である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 切替日以後に新たに特別支援学校教員手当適用教職員(次号に該当する教職員及び切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に新たに特別支援学校教員手当適用教職員になったとした場合にこの規則による改正前の国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(以下「改正前の教職員給与規則」という。)第 78 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに特別支援学校教員手当適用教職員となった者にあつては、切替日の前日に新たに特別支援学校教員手当適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号俸を基礎として改正前の教職員給与規則第 78 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員にあつては、学長の定める額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ニ 再任用職員異動をした場合

(4) 切替日以後に、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則第 12 条第 2 項の規定により新たに教職員となった教職員 当該教職員が切替日の前日に教職員であつたものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

第 10 条 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる教職員給与規則の規定の適用についてはこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 18 条第 2 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
第 18 条第 3 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
	2 号俸	1 号俸
第 28 条第 1 項	100 分の 12	100 分の 11(学長が定める間に限る。)

別表第 1 職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級

	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技能職等俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
大学教員俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級
養護学校教員俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
中・小学校教員俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
栄養士俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
看護師俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

別表第 2 旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である教職員以外の教職員の号俸の切替表

イ 一般職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1

	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8

	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	

	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				

	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							

31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

ロ 技能職等俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級 2 級 3 級 4 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満		1	1	5
	3 月以上 6 月未満		1	1	6
	6 月以上 9 月未満		1	1	7
	9 月以上 12 月未満		1	1	8
	12 月以上		1	1	9
2	3 月未満	1	1	1	9
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	12
	12 月以上	5	5	1	13
3	3 月未満	5	5	1	13
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	16
	12 月以上	9	9	5	17
4	3 月未満	9	9	5	17
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	20
	12 月以上	13	13	9	21
5	3 月未満	13	13	9	21
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	24

	12 月以上	17	17	13	25
6	3 月未満	17	17	13	25
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	28
	12 月以上	21	21	17	29
7	3 月未満	21	21	17	29
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	32
	12 月以上	25	25	21	33
8	3 月未満	25	25	21	33
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	36
	12 月以上	29	29	25	37
9	3 月未満	29	29	25	37
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	40
	12 月以上	33	33	29	41
10	3 月未満	33	33	29	41
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	44
	12 月以上	37	37	33	45
11	3 月未満	37	37	33	45
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	46
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	47
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	48
	12 月以上	41	41	37	49
12	3 月未満	41	41	37	49
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	50
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	51
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	52
	12 月以上	45	45	41	53
13	3 月未満	45	45	41	53

	3 月以上 6 月未満	46	46	42	54
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	55
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	56
	12 月以上	49	49	45	57
14	3 月未満	49	49	45	57
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	58
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	59
	9 月以上 12 月未満	52	52	48	60
	12 月以上	53	53	49	61
15	3 月未満	53	53	49	61
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	62
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	63
	9 月以上 12 月未満	56	56	52	64
	12 月以上	57	57	53	65
16	3 月未満	57	57	53	65
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	66
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	67
	9 月以上 12 月未満	60	60	56	68
	12 月以上	61	61	57	69
17	3 月未満	61	61	57	69
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	70
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	71
	9 月以上 12 月未満	64	64	60	72
	12 月以上	65	65	61	73
18	3 月未満	65	65	61	73
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	74
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	76
	12 月以上	69	69	65	77
19	3 月未満	69	69	65	77
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79
	9 月以上 12 月未満	72	72	66	80
	12 月以上	73	73	67	81
20	3 月未満	73	73	67	81
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83

	9 月以上 12 月未満	76	76	68	84
	12 月以上	77	77	69	85
21	3 月未満	77	77	69	85
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	88
	12 月以上	81	81	73	89
22	3 月未満	81	81	73	89
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91
	9 月以上 12 月未満	84	84	74	92
	12 月以上	85	85	75	93
23	3 月未満	85	85	75	
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	
	9 月以上 12 月未満	88	88	76	
	12 月以上	89	89	77	
24	3 月未満	89	89	77	
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	
	6 月以上 9 月未満	91	91	78	
	9 月以上 12 月未満	92	92	78	
	12 月以上	93	93	79	
25	3 月未満	93	93	79	
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	
	9 月以上 12 月未満	96	96	80	
	12 月以上	97	97	81	
26	3 月未満	97	97	81	
	3 月以上 6 月未満	98	98	82	
	6 月以上 9 月未満	99	99	83	
	9 月以上 12 月未満	100	100	84	
	12 月以上	101	101	85	
27	3 月未満	101	101	85	
	3 月以上 6 月未満	102	102	85	
	6 月以上 9 月未満	103	103	86	
	9 月以上 12 月未満	104	104	86	
	12 月以上	105	105	87	

28	3 月未満	105	105	87	
	3 月以上 6 月未満	106	106	87	
	6 月以上 9 月未満	107	107	88	
	9 月以上 12 月未満	108	108	88	
	12 月以上	109	109	89	
29	3 月未満	109	109	89	
	3 月以上 6 月未満	110	110	90	
	6 月以上 9 月未満	111	111	91	
	9 月以上 12 月未満	112	112	92	
	12 月以上	113	113	93	
30	3 月未満	113	113	93	
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	
	6 月以上 9 月未満	115	115	94	
	9 月以上 12 月未満	116	116	94	
	12 月以上	117	117	95	
31	3 月未満	117	117	95	
	3 月以上 6 月未満	118	118	95	
	6 月以上 9 月未満	119	119	96	
	9 月以上 12 月未満	120	120	96	
	12 月以上	121	121	97	
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	121	122		
	6 月以上 9 月未満	121	123		
	9 月以上 12 月未満	121	124		
	12 月以上	121	125		
33	3 月未満		125		
	3 月以上 6 月未満		126		
	6 月以上 9 月未満		127		
	9 月以上 12 月未満		128		
	12 月以上		129		

ハ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1

	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1
	12 月以上	9	9	9	1
4	3 月未満	9	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	3
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	4
	12 月以上	13	13	13	5
5	3 月未満	13	13	13	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	7
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	8
	12 月以上	17	17	17	9
6	3 月未満	17	17	17	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	11
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	12
	12 月以上	21	21	21	13
7	3 月未満	21	21	21	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	14
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	15
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	16
	12 月以上	25	25	25	17
8	3 月未満	25	25	25	17
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	18
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	19
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	20
	12 月以上	29	29	29	21
9	3 月未満	29	29	29	21

	3 月以上 6 月未満	30	30	30	22
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	23
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	24
	12 月以上	33	33	33	25
10	3 月未満	33	33	33	25
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	26
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	27
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	28
	12 月以上	37	37	37	29
11	3 月未満	37	37	37	29
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	30
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	31
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	32
	12 月以上	41	41	41	33
12	3 月未満	41	41	41	33
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	34
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	35
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	36
	12 月以上	45	45	45	37
13	3 月未満	45	45	45	37
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	38
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	39
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	40
	12 月以上	49	49	49	41
14	3 月未満	49	49	49	41
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	42
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	43
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	44
	12 月以上	53	53	53	45
15	3 月未満	53	53	53	45
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	46
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	47
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	48
	12 月以上	57	57	57	49
16	3 月未満	57	57	57	49
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	50
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	51

	9 月以上 12 月未満	60	60	60	52
	12 月以上	61	61	61	53
17	3 月未満	61	61	61	53
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	54
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	55
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	56
	12 月以上	65	65	65	57
18	3 月未満	65	65	65	57
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	58
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	59
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	60
	12 月以上	69	69	69	61
19	3 月未満	69	69	69	61
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	62
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	63
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	64
	12 月以上	73	73	73	65
20	3 月未満	73	73	73	65
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	66
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	67
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	68
	12 月以上	77	77	77	69
21	3 月未満	77	77	77	69
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	70
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	71
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	72
	12 月以上	81	81	81	73
22	3 月未満	81	81	81	73
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	74
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	75
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	76
	12 月以上	85	85	85	77
23	3 月未満	85	85	85	77
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	78
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	79
	9 月以上 12 月未満	88	88	88	80
	12 月以上	89	89	89	81

24	3 月未満	89	89	89	81
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	82
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	83
	9 月以上 12 月未満	92	92	92	84
	12 月以上	93	93	93	85
25	3 月未満	93	93	93	85
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	86
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	87
	9 月以上 12 月未満	96	96	96	88
	12 月以上	97	97	97	89
26	3 月未満	97	97	97	89
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	89
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	89
	9 月以上 12 月未満	100	100	100	89
	12 月以上	101	101	101	89
27	3 月未満	101	101	101	
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	
	9 月以上 12 月未満	104	104	104	
	12 月以上	105	105	105	
28	3 月未満	105	105	105	
	3 月以上 6 月未満	106	106	105	
	6 月以上 9 月未満	107	107	105	
	9 月以上 12 月未満	108	108	105	
	12 月以上	109	109	105	
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		

	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 12 月未満	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未満	129	129		
	3 月以上 6 月未満	130	129		
	6 月以上 9 月未満	131	129		
	9 月以上 12 月未満	132	129		
	12 月以上	133	129		
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上 12 月未満	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上 12 月未満	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未満	141			
	3 月以上 6 月未満	142			
	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上 12 月未満	144			
	12 月以上	145			
38	3 月未満	145			
	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上 12 月未満	148			

	12 月以上	149			
--	--------	-----	--	--	--

ニ 養護学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
5	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
6	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
7	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7

	9 月以上 12 月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
8	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
9	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
10	3 月未満	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未満	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
11	3 月未満	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未満	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
12	3 月未満	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未満	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
13	3 月未満	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	39	31
	9 月以上 12 月未満	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
14	3 月未満	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未満	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37

15	3 月未満	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	46	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	47	37
	9 月以上 12 月未満	56	56	48	37
	12 月以上	57	57	49	37
16	3 月未満	57	57	49	
	3 月以上 6 月未満	58	58	50	
	6 月以上 9 月未満	59	59	51	
	9 月以上 12 月未満	60	60	52	
	12 月以上	61	61	53	
17	3 月未満	61	61	53	
	3 月以上 6 月未満	62	62	54	
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	
	9 月以上 12 月未満	64	64	56	
	12 月以上	65	65	57	
18	3 月未満	65	65	57	
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	
	9 月以上 12 月未満	68	68	60	
	12 月以上	69	69	61	
19	3 月未満	69	69	61	
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	
	9 月以上 12 月未満	72	72	64	
	12 月以上	73	73	65	
20	3 月未満	73	73	65	
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	
	12 月以上	77	77	69	
21	3 月未満	77	77	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	
	12 月以上	81	81	73	
22	3 月未満	81	81	73	
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	

	6 月以上 9 月未満	83	83	75	
	9 月以上 12 月未満	84	84	76	
	12 月以上	85	85	77	
23	3 月未満	85	85	77	
	3 月以上 6 月未満	86	86	77	
	6 月以上 9 月未満	87	87	77	
	9 月以上 12 月未満	88	88	77	
	12 月以上	89	89	77	
24	3 月未満	89	89		
	3 月以上 6 月未満	90	90		
	6 月以上 9 月未満	91	91		
	9 月以上 12 月未満	92	92		
	12 月以上	93	93		
25	3 月未満	93	93		
	3 月以上 6 月未満	94	94		
	6 月以上 9 月未満	95	95		
	9 月以上 12 月未満	96	96		
	12 月以上	97	97		
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上 12 月未満	100	100		
	12 月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 12 月未満	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		

	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 12 月未満	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	130			
	6 月以上 9 月未満	131			
	9 月以上 12 月未満	132			
	12 月以上	133			
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上 12 月未満	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上 12 月未満	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未満	141			

	3 月以上 6 月未満	142			
	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上 12 月未満	144			
	12 月以上	145			
38	3 月未満	145			
	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上 12 月未満	148			
	12 月以上	149			
39	3 月未満	149			
	3 月以上 6 月未満	150			
	6 月以上 9 月未満	151			
	9 月以上 12 月未満	152			
	12 月以上	153			
40	3 月未満	153			
	3 月以上 6 月未満	153			
	6 月以上 9 月未満	153			
	9 月以上 12 月未満	153			
	12 月以上	153			
外 1	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上 12 月未満		132		
	12 月以上		133		
外 2	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上 12 月未満		136		
	12 月以上		137		
外 3	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		137		
	6 月以上 9 月未満		137		
	9 月以上 12 月未満		137		
	12 月以上		137		

ホ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1 級	2 級	3 級	4 級

1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	1
	12 月以上	17	17	13	1
6	3 月未満	17	17	13	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	4
	12 月以上	21	21	17	5
7	3 月未満	21	21	17	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	8
	12 月以上	25	25	21	9
8	3 月未満	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	10

	6 月以上 9 月未満	27	27	23	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	12
	12 月以上	29	29	25	13
9	3 月未満	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	16
	12 月以上	33	33	29	17
10	3 月未満	33	33	29	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	19
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	20
	12 月以上	37	37	33	21
11	3 月未満	37	37	33	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	23
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	24
	12 月以上	41	41	37	25
12	3 月未満	41	41	37	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	27
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	28
	12 月以上	45	45	41	29
13	3 月未満	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	31
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	32
	12 月以上	49	49	45	33
14	3 月未満	49	49	45	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	35
	9 月以上 12 月未満	52	52	48	36
	12 月以上	53	53	49	37
15	3 月未満	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	37
	9 月以上 12 月未満	56	56	52	37

	12 月以上	57	57	53	37
16	3 月未満	57	57	53	
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	
	9 月以上 12 月未満	60	60	56	
	12 月以上	61	61	57	
17	3 月未満	61	61	57	
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	
	9 月以上 12 月未満	64	64	60	
	12 月以上	65	65	61	
18	3 月未満	65	65	61	
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	
	12 月以上	69	69	65	
19	3 月未満	69	69	65	
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	
	9 月以上 12 月未満	72	72	68	
	12 月以上	73	73	69	
20	3 月未満	73	73	69	
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	
	9 月以上 12 月未満	76	76	72	
	12 月以上	77	77	73	
21	3 月未満	77	77	73	
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	
	9 月以上 12 月未満	80	80	76	
	12 月以上	81	81	77	
22	3 月未満	81	81	77	
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	
	9 月以上 12 月未満	84	84	80	
	12 月以上	85	85	81	
23	3 月未満	85	85	81	

	3 月以上 6 月未満	86	86	82	
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	
	9 月以上 12 月未満	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上 12 月未満	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	90	
	6 月以上 9 月未満	95	95	91	
	9 月以上 12 月未満	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未満	97	97	93	
	3 月以上 6 月未満	98	98	93	
	6 月以上 9 月未満	99	99	93	
	9 月以上 12 月未満	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 12 月未満	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		

	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上 12 月未満	125	128		
	12 月以上	125	129		
34	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上 12 月未満		132		
	12 月以上		133		
35	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上 12 月未満		136		
	12 月以上		137		
36	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上 12 月未満		140		
	12 月以上		141		
外 1	3 月未満		141		
	3 月以上 6 月未満		142		
	6 月以上 9 月未満		143		
	9 月以上 12 月未満		144		
	12 月以上		145		

外 2	3 月未満		145		
	3 月以上 6 月未満		146		
	6 月以上 9 月未満		147		
	9 月以上 12 月未満		148		
	12 月以上		149		
外 3	3 月未満		149		
	3 月以上 6 月未満		149		
	6 月以上 9 月未満		149		
	9 月以上 12 月未満		149		
	12 月以上		149		

へ 栄養士俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級 2 級 3 級 4 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4
	12 月以上	9	9	9	5
4	3 月未満	9	9	9	5
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8
	12 月以上	13	13	13	9
5	3 月未満	13	13	13	9
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12

	12 月以上	17	17	17	13
6	3 月未満	17	17	17	13
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16
	12 月以上	21	21	21	17
7	3 月未満	21	21	21	17
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20
	12 月以上	25	25	25	21
8	3 月未満	25	25	25	21
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24
	12 月以上	29	29	29	25
9	3 月未満	29	29	29	25
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28
	12 月以上	33	33	33	29
10	3 月未満	33	33	33	29
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32
	12 月以上	37	37	37	33
11	3 月未満	37	37	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36
	12 月以上	41	41	41	37
12	3 月未満	41	41	41	37
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40
	12 月以上	45	45	45	41
13	3 月未満	45	45	45	41

	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44
	12 月以上	49	49	49	45
14	3 月未満	49	49	49	45
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48
	12 月以上	53	53	53	49
15	3 月未満	53	53	53	49
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	52
	12 月以上	57	57	57	53
16	3 月未満	57	57	57	53
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	56
	12 月以上	61	61	61	57
17	3 月未満	61	61	61	57
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	60
	12 月以上	65	65	65	61
18	3 月未満	65	65	65	61
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	64
	12 月以上	69	69	69	65
19	3 月未満	69	69	69	65
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	68
	12 月以上	73	73	73	69
20	3 月未満	73	73	73	69
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71

	9 月以上 12 月未満	76	76	76	72
	12 月以上	77	77	77	73
21	3 月未満	77	77	77	73
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	76
	12 月以上	81	81	81	77
22	3 月未満	81	81	81	77
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80
	12 月以上	85	85	85	81
23	3 月未満	85	85	85	81
	3 月以上 6 月未満	85	86	86	82
	6 月以上 9 月未満	85	87	87	83
	9 月以上 12 月未満	85	88	88	84
	12 月以上	85	89	89	85
24	3 月未満		89	89	85
	3 月以上 6 月未満		90	90	86
	6 月以上 9 月未満		91	91	87
	9 月以上 12 月未満		92	92	88
	12 月以上		93	93	89
25	3 月未満		93	93	89
	3 月以上 6 月未満		94	94	90
	6 月以上 9 月未満		95	95	91
	9 月以上 12 月未満		96	96	92
	12 月以上		97	97	93
26	3 月未満		97	97	93
	3 月以上 6 月未満		98	98	94
	6 月以上 9 月未満		99	99	95
	9 月以上 12 月未満		100	100	96
	12 月以上		101	101	97
27	3 月未満		101	101	97
	3 月以上 6 月未満		102	102	98
	6 月以上 9 月未満		103	103	99
	9 月以上 12 月未満		104	104	100
	12 月以上		105	105	101

28	3 月未満		105	105	
	3 月以上 6 月未満		105	106	
	6 月以上 9 月未満		105	107	
	9 月以上 12 月未満		105	108	
	12 月以上		105	109	
29	3 月未満			109	
	3 月以上 6 月未満			110	
	6 月以上 9 月未満			111	
	9 月以上 12 月未満			112	
	12 月以上			113	
30	3 月未満			113	
	3 月以上 6 月未満			113	
	6 月以上 9 月未満			113	
	9 月以上 12 月未満			113	
	12 月以上			113	

ト 看護師俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級		
		1 級	2 級	3 級
1	3 月未満			1
	3 月以上 6 月未満			1
	6 月以上 9 月未満			1
	9 月以上 12 月未満			1
	12 月以上			1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3	3
	9 月以上 12 月未満	4	4	4
	12 月以上	5	5	5
3	3 月未満	5	5	5
	3 月以上 6 月未満	6	6	6
	6 月以上 9 月未満	7	7	7
	9 月以上 12 月未満	8	8	8
	12 月以上	9	9	9
4	3 月未満	9	9	9
	3 月以上 6 月未満	10	10	10
	6 月以上 9 月未満	11	11	11
	9 月以上 12 月未満	12	12	12

	12 月以上	13	13	13
5	3 月未満	13	13	13
	3 月以上 6 月未満	14	14	14
	6 月以上 9 月未満	15	15	15
	9 月以上 12 月未満	16	16	16
	12 月以上	17	17	17
6	3 月未満	17	17	17
	3 月以上 6 月未満	18	18	18
	6 月以上 9 月未満	19	19	19
	9 月以上 12 月未満	20	20	20
	12 月以上	21	21	21
7	3 月未満	21	21	21
	3 月以上 6 月未満	22	22	22
	6 月以上 9 月未満	23	23	23
	9 月以上 12 月未満	24	24	24
	12 月以上	25	25	25
8	3 月未満	25	25	25
	3 月以上 6 月未満	26	26	26
	6 月以上 9 月未満	27	27	27
	9 月以上 12 月未満	28	28	28
	12 月以上	29	29	29
9	3 月未満	29	29	29
	3 月以上 6 月未満	30	30	30
	6 月以上 9 月未満	31	31	31
	9 月以上 12 月未満	32	32	32
	12 月以上	33	33	33
10	3 月未満	33	33	33
	3 月以上 6 月未満	34	34	34
	6 月以上 9 月未満	35	35	35
	9 月以上 12 月未満	36	36	36
	12 月以上	37	37	37
11	3 月未満	37	37	37
	3 月以上 6 月未満	38	38	38
	6 月以上 9 月未満	39	39	39
	9 月以上 12 月未満	40	40	40
	12 月以上	41	41	41
12	3 月未満	41	41	41

	3 月以上 6 月未満	42	42	42
	6 月以上 9 月未満	43	43	43
	9 月以上 12 月未満	44	44	44
	12 月以上	45	45	45
13	3 月未満	45	45	45
	3 月以上 6 月未満	46	46	46
	6 月以上 9 月未満	47	47	47
	9 月以上 12 月未満	48	48	48
	12 月以上	49	49	49
14	3 月未満	49	49	49
	3 月以上 6 月未満	50	50	50
	6 月以上 9 月未満	51	51	51
	9 月以上 12 月未満	52	52	52
	12 月以上	53	53	53
15	3 月未満	53	53	53
	3 月以上 6 月未満	54	54	54
	6 月以上 9 月未満	55	55	55
	9 月以上 12 月未満	56	56	56
	12 月以上	57	57	57
16	3 月未満	57	57	57
	3 月以上 6 月未満	58	58	58
	6 月以上 9 月未満	59	59	59
	9 月以上 12 月未満	60	60	60
	12 月以上	61	61	61
17	3 月未満	61	61	61
	3 月以上 6 月未満	62	62	62
	6 月以上 9 月未満	63	63	63
	9 月以上 12 月未満	64	64	64
	12 月以上	65	65	65
18	3 月未満	65	65	65
	3 月以上 6 月未満	66	66	66
	6 月以上 9 月未満	67	67	67
	9 月以上 12 月未満	68	68	68
	12 月以上	69	69	69
19	3 月未満	69	69	69
	3 月以上 6 月未満	70	70	70
	6 月以上 9 月未満	71	71	71

	9 月以上 12 月未満	72	72	72
	12 月以上	73	73	73
20	3 月未満	73	73	73
	3 月以上 6 月未満	74	74	74
	6 月以上 9 月未満	75	75	75
	9 月以上 12 月未満	76	76	76
	12 月以上	77	77	77
21	3 月未満	77	77	77
	3 月以上 6 月未満	78	78	78
	6 月以上 9 月未満	79	79	79
	9 月以上 12 月未満	80	80	80
	12 月以上	81	81	81
22	3 月未満	81	81	81
	3 月以上 6 月未満	82	82	82
	6 月以上 9 月未満	83	83	83
	9 月以上 12 月未満	84	84	84
	12 月以上	85	85	85
23	3 月未満	85	85	85
	3 月以上 6 月未満	86	86	86
	6 月以上 9 月未満	87	87	87
	9 月以上 12 月未満	88	88	88
	12 月以上	89	89	89
24	3 月未満	89	89	89
	3 月以上 6 月未満	90	90	90
	6 月以上 9 月未満	91	91	91
	9 月以上 12 月未満	92	92	92
	12 月以上	93	93	93
25	3 月未満	93	93	93
	3 月以上 6 月未満	94	94	94
	6 月以上 9 月未満	95	95	95
	9 月以上 12 月未満	96	96	96
	12 月以上	97	97	97
26	3 月未満	97	97	97
	3 月以上 6 月未満	98	98	98
	6 月以上 9 月未満	99	99	99
	9 月以上 12 月未満	100	100	100
	12 月以上	101	101	101

27	3 月未満	101	101	101
	3 月以上 6 月未満	102	102	102
	6 月以上 9 月未満	103	103	103
	9 月以上 12 月未満	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
28	3 月未満	105	105	105
	3 月以上 6 月未満	106	106	106
	6 月以上 9 月未満	107	107	107
	9 月以上 12 月未満	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未満	109	109	109
	3 月以上 6 月未満	110	110	110
	6 月以上 9 月未満	111	111	111
	9 月以上 12 月未満	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未満	113	113	113
	3 月以上 6 月未満	114	114	114
	6 月以上 9 月未満	115	115	115
	9 月以上 12 月未満	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未満	117	117	117
	3 月以上 6 月未満	118	118	118
	6 月以上 9 月未満	119	119	119
	9 月以上 12 月未満	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未満	121	121	
	3 月以上 6 月未満	122	122	
	6 月以上 9 月未満	123	123	
	9 月以上 12 月未満	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未満	125	125	
	3 月以上 6 月未満	126	126	
	6 月以上 9 月未満	127	127	
	9 月以上 12 月未満	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未満	129	129	
	3 月以上 6 月未満	130	130	

	6 月以上 9 月未満	131	131	
	9 月以上 12 月未満	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未満	133	133	
	3 月以上 6 月未満	134	134	
	6 月以上 9 月未満	135	135	
	9 月以上 12 月未満	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未満	137	137	
	3 月以上 6 月未満	138	138	
	6 月以上 9 月未満	139	139	
	9 月以上 12 月未満	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未満	141	141	
	3 月以上 6 月未満	142	142	
	6 月以上 9 月未満	143	143	
	9 月以上 12 月未満	144	144	
	12 月以上	145	145	
38	3 月未満	145	145	
	3 月以上 6 月未満	146	146	
	6 月以上 9 月未満	147	147	
	9 月以上 12 月未満	148	148	
	12 月以上	149	149	
39	3 月未満	149		
	3 月以上 6 月未満	150		
	6 月以上 9 月未満	151		
	9 月以上 12 月未満	152		
	12 月以上	153		
40	3 月未満	153		
	3 月以上 6 月未満	154		
	6 月以上 9 月未満	155		
	9 月以上 12 月未満	156		
	12 月以上	157		
41	3 月未満	157		
	3 月以上 6 月未満	158		
	6 月以上 9 月未満	159		
	9 月以上 12 月未満	160		

	12 月以上	161		
--	--------	-----	--	--

別表第 3 旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号俸の切替表

イ 旧級が一般職俸給表の 11 級である教職員の新号俸

旧号俸	旧級		9 級	10 級
	経過期間			
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
2	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
3	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
4	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
5	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
6	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
7	3 月未満		1	1

	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11

	9 月以上 12 月未満	32	12
	12 月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上 12 月未満	36	14
	12 月以上	37	14

ロ 旧級が大学教員俸給表の 5 級である教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	5 級	6 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1

	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
7	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
8	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
9	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
10	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
11	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
12	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上 12 月未満	28	1
	12 月以上	29	1
13	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上 12 月未満	32	1

	12 月以上	33	1
14	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上 12 月未満	36	1
	12 月以上	37	1
15	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上 12 月未満	40	1
	12 月以上	41	1
16	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上 12 月未満	44	1
	12 月以上	45	1
17	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上 12 月未満	48	1
	12 月以上	49	1
18	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上 12 月未満	52	1
	12 月以上	53	1
19	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	1
	6 月以上 9 月未満	55	1
	9 月以上 12 月未満	56	1
	12 月以上	57	1
20	3 月未満	57	1
	3 月以上 6 月未満	58	2
	6 月以上 9 月未満	59	3
	9 月以上 12 月未満	60	4
	12 月以上	61	5
21	3 月未満	61	5

	3 月以上 6 月未満	62	6
	6 月以上 9 月未満	63	7
	9 月以上 12 月未満	64	8
	12 月以上	65	9
22	3 月未満	65	9
	3 月以上 6 月未満	66	9
	6 月以上 9 月未満	67	10
	9 月以上 12 月未満	68	10
	12 月以上	69	11
23	3 月未満	69	11
	3 月以上 6 月未満	70	11
	6 月以上 9 月未満	71	12
	9 月以上 12 月未満	72	12
	12 月以上	73	13

附 則(平成 18 年 7 月 27 日規則第 92 号)

この規則は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日規則第 104 号)

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日規則第 54 号)

第 1 条 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(平成 16 年規則第 110 号。以下「教職員給与規則」という。)第 73 条の規定により管理職手当を受ける職を占める者のうち、この規則による改正後の管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる者には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける教職員(以下「同一俸給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位

の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日に管理職手当を受けていた職に係る教職員給与規則第73条の表の区分欄に掲げる区分(以下「旧区分」という。))に相当する改正後の管理職手当を受ける職を占める教職員をいう。第3号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当

- (2) 同一俸給表適用教職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧区分より低い区分に相当する改正後の管理職手当を受ける職を占める教職員をいう。第4号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する改正後の教職員給与規則第73条の表の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当
- (3) 同一俸給表適用教職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (4) 同一俸給表適用教職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の教職員給与規則第73条の表の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当
- (5) 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当
- (6) 前各号に掲げる教職員のほか、施行日以後に教職員給与規則第28条第4項に規定する給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員その他特別の事情があると認められる教職員のうち、部内の他の教職員との均衡を考慮して前各号に掲げる教職員に準ずるものとして学長が定める教職員 前各号の規定に準じて学長が定める額

第3条 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年規則第46号)附則第10条の表第28条第1項の項中「100分の11(学長が定める間に限る。)」の適用については、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成19年3月30日規則第72号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月29日規則第129号)

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則施行の際現に育児休業をしている教職員が職務に復帰した場合における改正後の規則第 87 条第 1 項表中の育児休業をした期間の換算する率の適用については、施行日前の期間については、2 分の 1 とする。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 54 号)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員で、平成 20 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった場合、教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

第 3 条 切替日の前日において教職員給与規則別表第 5 の俸給表の適用を受けていた教職員で、附則別表第 1 に掲げられた者の切替日における号俸は、切替日前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸とする。

附則別表第 1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
中・小学校教員俸給表	3 級	4 級
	4 級	5 級

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 34 号)

第 1 条 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の第 77 条第 4 項及び第 5 項にかかる外国出張等により大学院手当の支給を停止されている者については、施行日に当該外国出張等が開始されたものとみなして、改正後の規則を適用する。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日規則第 66 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日規則第 91 号)

1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

2 第 74 条第 2 項表二に定める教職員の平成 21 年 12 月の期末手当の支給割合は、第 74 条表三の規定にかかわらず、100 分の 125 とする。

- 3 第74条第2項表二に定める教職員の平成21年12月の勤勉手当の総額は、第75条第3項第1号の規定にかかわらず、同表に定める教職員の期末手当基礎額に100分の95を乗じて得た額とする。

附 則(平成22年3月26日規則第50号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月17日規則第70号)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに承認された育児休業の期間は、育児休業規則に定める申出に基づき取得したとみなす。

附 則(平成22年11月24日規則第86号)

改正 平成27年3月23日規則第23号 平成28年11月30日規則第78号

平成29年11月24日規則第99号

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第67条の改正規定及び附則第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条 平成30年3月31日までの間、教職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する本項の規定については、上記「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」と読み替えて適用するものとする。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第88条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下同じ。)に達しない場合(以下「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職

員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下「俸給月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 74 条第 2 項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に 100 分の 5 を加算する。)を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される同項の表三に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表四に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第 2 項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に 100 分の 5 を加算する。)を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額減額基礎額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される同項の表三に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表四に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 74 条第 2 項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に 100 分の 5 を加算する。)を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。)に、第 75 条第 2 項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 74 条第 2 項の表一に定める教職員にあつて

は、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあっては当該加算率に 100 分の 5 を加算する。)を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあっては、その額に俸給月額減額基礎額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。)に、第 75 条第 2 項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額)

(5) 第 82 条各項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 82 条第 1 項 前各号に定める額(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合には、前各号に定める額に給与の額からその補償の額を控除した残額を当該給与の額で除した割合を乗じて得た額)

ロ 第 82 条第 2 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 82 条第 3 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 82 条第 4 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 82 条第 5 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ヘ 第 82 条第 6 項 学長が別に定める額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6 級
大学教員俸給表	5 級
特別支援学校教員俸給表	5 級
中・小学校教員俸給表	5 級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関して、この規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

3 附則第 2 条第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第 67 条、第 81 条、第 84 条及び第 86 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に年間所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を

乗じ、その額を1日当たりの勤務時間に年間所定勤務日数を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 4 附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての管理職手当の月額、第73条第2項の規定にかかわらず、同項各表に掲げる額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の98.5を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2条第1項の規定が適用される間、第75条第3項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.65を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の110を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第2条第1項の規定が適用される間、第75条第3項第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況等を考慮して学長が別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成24年1月19日規則第6号)

この規則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規則第82号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き結核性疾患による第88条第1項に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の同条第4項及び第5項の規定の適用については、同条第4項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年4月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」と、同条第5項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年4月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則(平成 24 年 5 月 28 日規則第 110 号)

改正 平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号

第 1 条 この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない教職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、当該教職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成 24 年 6 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない教職員のうち、当該教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 39 歳未満の教職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成 24 年 6 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

3 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳未満の教職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成 24 年 6 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 25 日規則第 73 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 45 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 21 日規則第 84 号)

1 この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（学長が別に定める教職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号附則第 2 条第 1 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員（再雇用教職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前 3 項の規定による俸給を支給される教職員に関する第 69 条第 1 項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 23 号）附則第 3 項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 切替日から令和 5 年 3 月 31 日までの間における第 28 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 16」とあるのは「100 分の 14」とする。

附 則(平成 27 年 11 月 25 日規則第 73 号)

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 57 条については平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員で、平成 28 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった場合、教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 切替日の前日において教職員給与規則別表第 4 の俸給表の適用を受けていた教職員で、附則別表第 1 に掲げられた者の切替日における号俸は、切替日前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸とする。

附則別表第 1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
特別支援学校教員俸給表	3 級	4 級
	4 級	5 級

附 則(平成 28 年 11 月 30 日規則第 78 号)

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日規則第 57 号)

(施行期日等)

- 第 1 条 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 87 条については平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 87 条の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 22 条第 1 項ただし書及び第 26 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 26 条の規定の適用については、第 23 条第 1 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 8 級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 5 級のもの(以下「一般職 8 級教職員等」という。))にあつては、3,500 円)、前条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 8,000 円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、

そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、

「その旨」とあるのは「その旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第24条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で同条第1項の規定による届出に係るものがある教職員で

配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で同条第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第22条第1項ただし書及び第26条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第23条第1項、第24条第1項及び第26条の規定の適用については、第23条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のもの(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前条第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき

はその教職員が一般職 9 級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 22 条第 1 項ただし書並びに第 26 条第 2 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 26 条の規定の適用については、第 23 条第 1 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が 8 級」とあるのは、「が 8 级以上」と、「一般職 8 級教職員等」とあるのは「一般職 8 级以上教職員等」と、「前条第 2 項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、第 24 条第 1 項中「扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職 9 級以上教職員から一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合(一般職 9 級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 26 条第 1 項中「扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上教職員から一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第 24 条第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職 9 級以上教職員以外の教職員から一般職 9 級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族(一般職 9 級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職 8 級教職員等が一般職 8 級教職員等及び一般職 9 級以上教職員」とあるのは「一般職 8 級以上教職員等が一般職 8 級以上教職員等」と、同項第 6 号中「一般職 8 級教職員等及び一般職 9 級以上教職員」とあるのは「一般職 8 級以上教職員等」と、「が一般職 8 級教職員等」とあるのは「が一般職 8 級以上教職員等」とする。

第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第29条中「第22条」とあるのは、「国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成29年規則第57号）附則第2条の規定により読み替えられた第22条」とする。

附 則(平成29年11月24日規則第99号)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日規則第26号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成30年11月30日規則第67号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第74条については平成31年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日規則第30号)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(改正後の規則第18条適用における経過措置)

第2条 学長が別に定めるところにより直近の業績評価の結果を勘案することとしている教職員については、改正後の規則第18条の規定は、平成33年1月1日を基準日として行う昇給の決定から適用する。

(改正後の規則第75条適用における経過措置)

第3条 学長が別に定めるところにより直近の業績評価の結果を勘案することとしている教職員については、改正後の規則第75条の規定は、基準日が平成31年12月1日となる勤勉手当の支給から適用する。

附 則(令和元年11月20日規則第30号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第36号)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において改正前の第29条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(学長が別に定める教職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第29条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- (2) 旧手当額から改正後の第30条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則(令和2年11月25日規則第115号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月25日規則第50号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月23日規則第54号)

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規則第61号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月24日規則第106号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日規則第27号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

附 則(令和5年6月22日規則第63号)

この規則は、令和5年6月22日から施行する。

附 則(令和5年11月30日規則第82号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第24号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

附 則(令和6年11月28日規則第52号)

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第27号)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において教職員給与規則別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第22条及び第23条の規定の適用については、第22条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のものに対しては」と、同条第2項中「5 重度心身障害者」とあるのは「5 重度心身障害者 6 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、第23条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、

「とする」とあるのは「、前条第2項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

附則別表(第2条関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	

28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				

65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							

102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 技能職等俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	1 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18

23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55

60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92

97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

ハ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4

35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13

72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		

109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ニ 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9

26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	

63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		

100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ホ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1

17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	

91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

へ 栄養士俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3

8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40

45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77

82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

ト 看護師俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	職務の級	
	3 級	
1		1
2		1

3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35

40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72

77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109

114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

附 則(令和7年3月31日規則第50号)

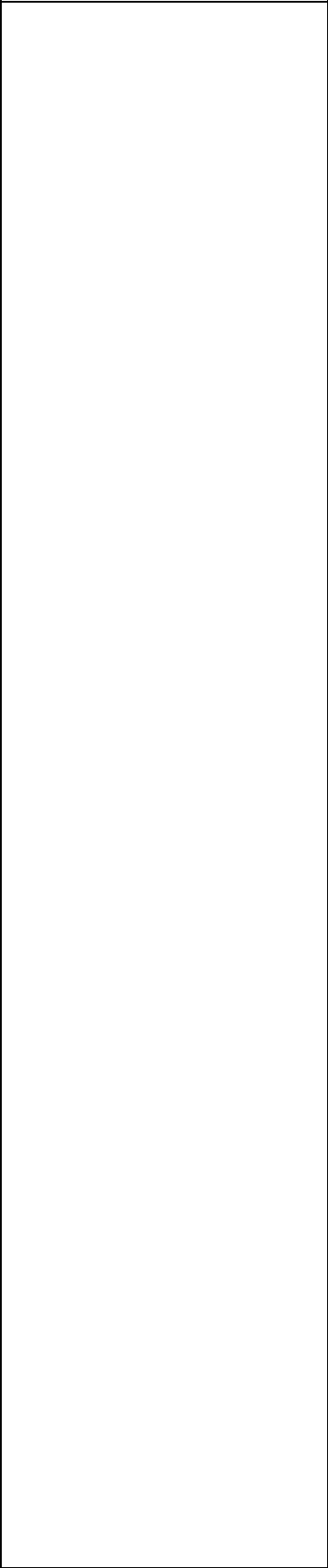
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

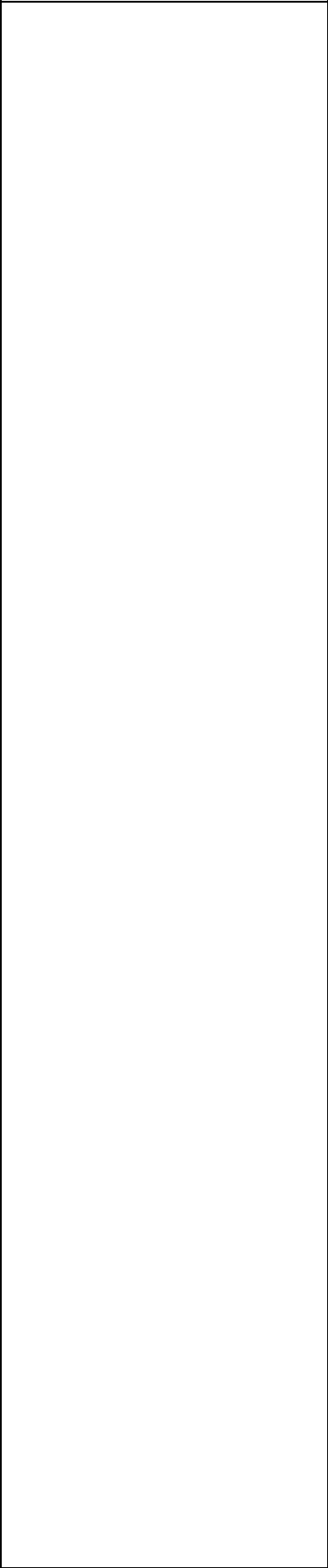
一般職俸給表

1/2

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500



14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300



44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000

	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
	86	256, 000	297, 100	346, 000		
	87	256, 300	297, 400	346, 400		
	88	256, 600	297, 700	346, 800		
	89	256, 900	298, 000	347, 000		
	90	257, 200	298, 300	347, 400		
	91	257, 500	298, 600	347, 800		
	92	257, 800	299, 000	348, 200		
	93	258, 100	299, 200	348, 400		
	94		299, 400	348, 800		
	95		299, 700	349, 200		
	96		300, 100	349, 500		
	97		300, 300	349, 800		
	98		300, 600	350, 200		
	99		301, 000	350, 600		
	100		301, 400	351, 000		
	101		301, 600	351, 500		
	102		301, 900	351, 900		

	103		302, 200	352, 300		
	104		302, 500	352, 700		
	105		302, 700	353, 200		
	106		303, 000	353, 600		
	107		303, 300	353, 900		
	108		303, 600	354, 200		
	109		303, 800	354, 700		
	110		304, 200			
	111		304, 600			
	112		304, 900			
	113		305, 100			
	114		305, 300			
	115		305, 600			
	116		306, 000			
	117		306, 200			
	118		306, 400			
	119		306, 700			
	120		307, 000			
	121		307, 400			
	122		307, 600			
	123		307, 900			
	124		308, 200			
	125		308, 500			
再雇用教職員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900

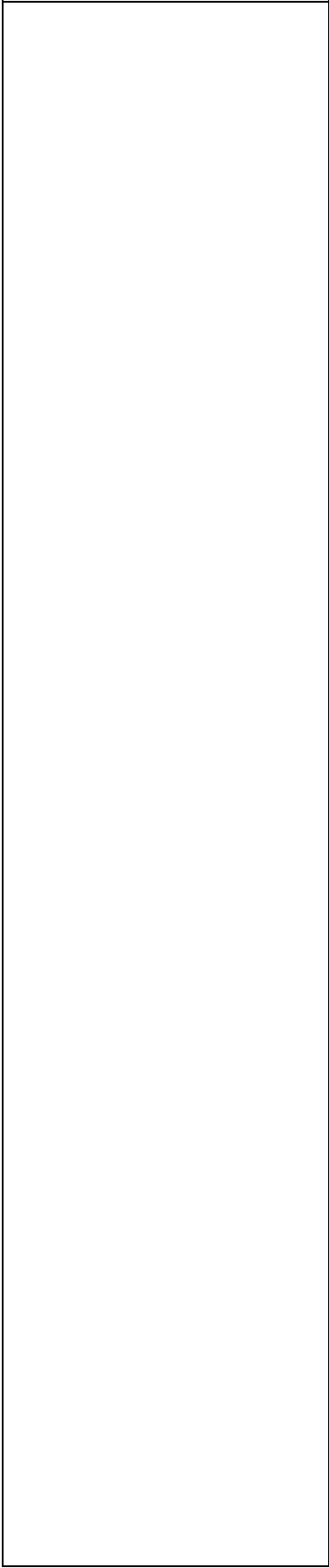
2/2

教職員の区分	職務の級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	355, 200	408, 300	458, 300	510, 200	550, 800
	2	356, 900	410, 200	463, 800	517, 100	558, 000
	3	358, 500	412, 100	468, 800	522, 300	564, 100
	4	360, 100	413, 900	473, 500	526, 600	569, 100

	5	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	369,600	424,200			
	11	371,200	425,700			
	12	372,700	427,200			
	13	374,600	428,700			
	14	376,500	430,000			
	15	378,400	431,300			
	16	380,200	432,500			
	17	381,700	433,700			
	18	383,500	435,000			
	19	385,200	436,300			
	20	386,800	437,500			
	21	388,500	438,700			
	22	389,900	439,500			
	23	391,300	440,300			
	24	392,700	441,100			
	25	394,100	441,700			
	26	395,300	442,300			
	27	396,500	442,900			
	28	397,500	443,500			
	29	398,600	444,200			
	30	399,800	445,000			
	31	400,900	445,400			
	32	402,000	446,100			
	33	402,700	446,600			

	34	403, 400	447, 000			
	35	404, 100	447, 400			
	36	404, 800	447, 800			
	37	405, 400	448, 200			
	38	406, 000	448, 600			
	39	406, 500	449, 000			
	40	406, 900	449, 300			
	41	407, 300	449, 600			
	42	407, 500	450, 000			
	43	407, 800	450, 300			
	44	408, 100	450, 600			
	45	408, 400	450, 900			
	46	408, 700				
	47	409, 000				
	48	409, 300				
	49	409, 500				
	50	409, 800				
	51	410, 100				
	52	410, 400				
	53	410, 600				
	54	410, 900				
	55	411, 200				
	56	411, 500				
	57	411, 700				
	58	412, 000				
	59	412, 300				
	60	412, 500				
	61	412, 700				
	62	413, 000				
	63	413, 300				

	64	413,500				
	65	413,700				
	66	414,000				
	67	414,300				
	68	414,500				
	69	414,700				
	70	415,000				
	71	415,300				
	72	415,500				
	73	415,700				
	74					
	75					
	76					
	77					
	78					
	79					
	80					
	81					
	82					
	83					
	84					
	85					
	86					
	87					
	88					
	89					
	90					
	91					
	92					



93
94
95
96

97
98
99
100

101
102
103
104

105
106
107
108

109
110
111
112

113
114
115
116

117
118
119
120

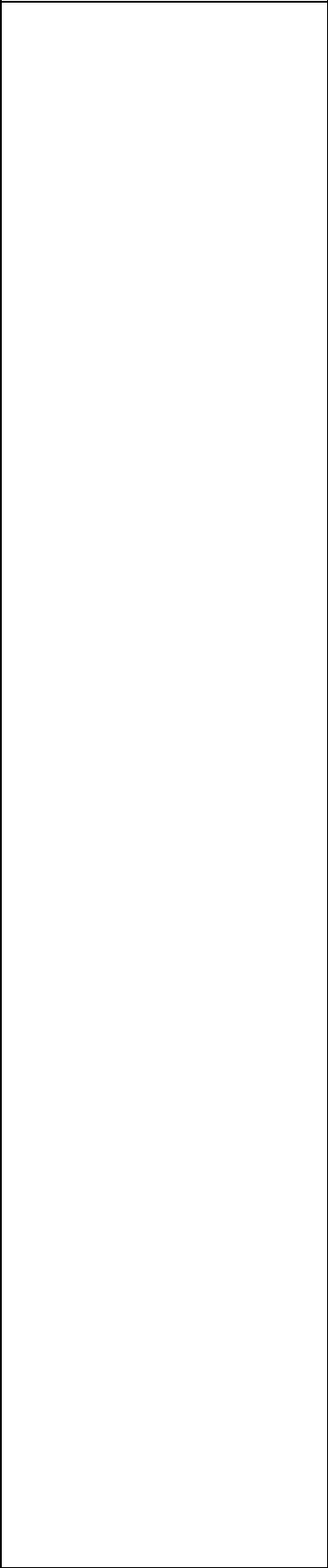
121
122

	123					
	124					
	125					
再雇用教職員		320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	528, 700

別表第 2

技能職等俸給表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	185, 700	227, 700	247, 600	280, 400
	2	187, 400	228, 500	248, 700	281, 100
	3	189, 100	229, 300	249, 700	281, 800
	4	190, 800	230, 100	250, 700	282, 500
	5	192, 500	230, 800	251, 700	283, 100
	6	194, 200	231, 600	252, 900	283, 700
	7	195, 800	232, 400	254, 000	284, 300
	8	197, 400	233, 200	255, 000	284, 900
	9	199, 000	234, 000	256, 100	285, 500
	10	200, 500	234, 700	257, 100	286, 100
	11	202, 000	235, 400	258, 000	286, 700
	12	203, 500	236, 100	258, 500	287, 200
	13	205, 000	236, 800	259, 100	287, 700
	14	206, 500	237, 400	259, 500	288, 200
	15	208, 000	238, 000	259, 900	288, 700
	16	209, 500	238, 600	260, 400	289, 100
	17	211, 000	239, 200	260, 900	289, 500
	18	212, 400	239, 800	261, 400	289, 900
	19	213, 800	240, 400	261, 900	290, 300
	20	215, 200	240, 900	262, 500	290, 700
	21	216, 600	241, 400	263, 300	291, 100
	22	217, 700	241, 900	263, 900	291, 500



23	218, 800	242, 400	264, 500	291, 900
24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300
25	220, 900	243, 400	266, 100	292, 700
26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100
27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500
28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900
29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300
30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800
31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600

	53	237,800	255,800	282,600	308,200
	54	238,100	256,200	283,100	308,900
	55	238,400	256,600	283,600	309,600
	56	238,700	257,000	284,100	310,200
	57	238,900	257,300	284,600	310,800
	58	239,200	257,700	285,200	311,500
	59	239,500	258,100	285,800	312,200
	60	239,700	258,400	286,400	312,800
	61	239,900	258,700	287,000	313,300
	62	240,200	259,100	287,600	313,800
	63	240,500	259,500	288,200	314,400
	64	240,700	259,800	288,800	315,000
	65	240,900	260,100	289,300	315,600
	66	241,200	260,400	289,800	316,000
	67	241,500	260,700	290,300	316,500
	68	241,700	260,900	290,800	317,000
	69	241,900	261,100	291,300	317,300
	70	242,200	261,400	291,800	317,800
	71	242,500	261,700	292,200	318,300
	72	242,700	261,900	292,600	318,700
	73	242,900	262,100	293,000	318,900
	74	243,200	262,400	293,400	319,200
	75	243,500	262,700	293,800	319,400
	76	243,700	262,900	294,200	319,700
	77	243,900	263,100	294,600	320,000
	78	244,200	263,400	295,000	320,300
	79	244,500	263,700	295,400	320,600
	80	244,700	263,900	295,900	320,800
	81	244,900	264,100	296,200	321,000

	82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300
	83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600
	84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800
	85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000
	86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300
	87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
	88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
	89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
	90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
	91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
	92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
	93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
	94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
	95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
	96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
	97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
	98	249, 200	268, 400	303, 700	
	99	249, 500	268, 600	304, 000	
	100	249, 700	268, 900	304, 300	
	101	249, 900	269, 100	304, 600	
	102	250, 200	269, 300	305, 000	
	103	250, 500	269, 600	305, 300	
	104	250, 700	269, 900	305, 700	
	105	250, 900	270, 100	306, 000	
	106		270, 300	306, 400	
	107		270, 600	306, 800	
	108		270, 800	307, 100	
	109		271, 100	307, 300	
	110		271, 400	307, 600	
	111		271, 700	307, 900	

	112		271,900	308,100	
	113		272,100	308,300	
	114		272,400	308,600	
	115		272,600	308,900	
	116		272,800	309,100	
	117		273,100	309,300	
	118		273,400	309,600	
	119		273,700	309,900	
	120		273,900	310,100	
	121		274,100	310,300	
	122		274,300	310,600	
	123		274,600	310,900	
	124		274,900	311,100	
	125		275,100	311,300	
	126		275,300	311,600	
	127		275,600	311,900	
	128		275,900	312,100	
	129		276,100	312,300	
	130		276,300		
	131		276,600		
	132		276,900		
	133		277,100		
	134		277,300		
	135		277,600		
	136		277,900		
	137		278,100		
再雇用教職員		197,900	209,000	227,500	248,600

別表第3

大学教員俸給表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
	2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
	3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
	4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
	5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
	6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
	7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
	8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
	9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
	10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
	11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
	12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
	13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
	14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
	15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
	16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
	17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
	18	251,900	294,700	368,100	413,000	
	19	253,200	297,400	369,500	414,100	
	20	254,600	300,000	370,800	415,300	
	21	255,900	302,600	372,100	416,300	
	22	257,400	305,000	373,300	417,400	
	23	258,900	307,400	374,500	418,500	
	24	260,400	309,600	375,600	419,700	
	25	261,900	311,800	376,700	420,600	
	26	263,600	313,800	378,100	421,700	
	27	265,300	315,800	379,400	422,800	
	28	267,000	317,800	380,700	423,800	

	29	268,600	319,800	382,000	424,800
	30	270,500	321,700	383,300	425,900
	31	272,400	323,600	384,600	427,000
	32	274,300	325,500	385,900	428,100
	33	276,100	327,300	387,200	429,100
	34	277,300	329,200	388,400	430,300
	35	278,500	331,100	389,600	431,500
	36	279,600	333,000	390,700	432,700
	37	280,600	334,700	391,800	433,400
	38	281,600	335,900	393,000	434,300
	39	282,600	337,000	394,100	435,200
	40	283,600	338,100	395,200	436,000
	41	284,600	338,700	396,300	436,800
	42	285,700	339,100	397,500	437,700
	43	286,800	339,500	398,700	438,600
	44	287,700	339,900	399,800	439,400
	45	288,600	340,500	400,800	440,100
	46	289,600	341,000	401,800	441,000
	47	290,600	341,500	402,800	442,000
	48	291,500	341,900	403,700	442,900
	49	292,400	342,300	404,900	443,800
	50	292,900	342,700	406,300	444,700
	51	293,300	343,100	407,700	445,700
	52	293,900	343,500	409,100	446,600
	53	294,300	343,900	409,900	447,600
	54	294,700	344,300	410,900	448,600
	55	295,000	344,700	411,900	449,500
	56	295,400	345,100	413,000	450,500
	57	295,800	345,500	413,900	451,400
	58	296,300	345,900	414,700	452,300

	59	296,800	346,300	415,500	453,200
	60	297,200	346,700	416,200	454,200
	61	297,600	347,100	416,900	455,000
	62	298,000	347,500	417,800	455,400
	63	298,400	347,900	418,600	456,000
	64	298,800	348,300	419,200	456,600
	65	299,200	348,700	419,800	457,300
	66	299,600	349,100	420,300	458,000
	67	300,000	349,500	420,700	458,300
	68	300,400	349,900	421,100	458,900
	69	300,800	350,300	421,400	459,300
	70	301,200	350,800	421,800	459,700
	71	301,600	351,200	422,100	460,100
	72	302,000	351,600	422,500	460,400
	73	302,400	351,900	422,800	460,700
	74	302,800	352,400	423,200	461,100
	75	303,200	352,800	423,600	461,500
	76	303,600	353,200	424,000	461,800
	77	303,900	353,600	424,300	462,100
	78	304,300	354,100	424,600	462,500
	79	304,700	354,600	425,000	462,800
	80	305,100	355,100	425,300	463,100
	81	305,400	355,600	425,600	463,400
	82	305,800	356,300	426,000	463,800
	83	306,200	357,000	426,300	464,100
	84	306,600	357,700	426,600	464,400
	85	306,900	358,300	426,900	464,700
	86	307,300	358,900	427,200	
	87	307,700	359,500	427,500	
	88	308,100	360,100	427,800	

	89	308,500	360,600	428,100		
	90	308,900	361,000	428,400		
	91	309,300	361,400	428,700		
	92	309,700	361,800	429,000		
	93	310,100	362,200	429,300		
	94	310,600	362,600	429,600		
	95	311,100	363,100	429,900		
	96	311,500	363,500	430,200		
	97	311,900	364,100	430,500		
	98	312,400	364,600	430,800		
	99	312,900	365,000	431,100		
	100	313,500	365,500	431,400		
	101	313,800	365,900	431,700		
	102	314,100	366,400	432,000		
	103	314,400	366,700	432,300		
	104	314,700	367,100	432,600		
	105	315,000	367,600	432,800		
	106	315,300	368,000			
	107	315,600	368,500			
	108	315,800	369,000			
	109	316,100	369,400			
	110	316,400	369,900			
	111	316,800	370,300			
	112	317,200	370,700			
	113	317,500	371,100			
	114	317,900	371,500			
	115	318,200	371,900			
	116	318,500	372,300			
	117	318,700	372,700			

	118	319, 000	373, 100			
	119	319, 400	373, 500			
	120	319, 800	373, 900			
	121	320, 000	374, 200			
	122	320, 300	374, 600			
	123	320, 600	375, 100			
	124	321, 000	375, 400			
	125	321, 200	375, 800			
	126	321, 400	376, 300			
	127	321, 700	376, 800			
	128	322, 000	377, 200			
	129	322, 200	377, 600			
	130	322, 500	378, 100			
	131	322, 900	378, 600			
	132	323, 100	379, 100			
	133	323, 300	379, 600			
	134	323, 600	380, 100			
	135	324, 000	380, 600			
	136	324, 200	381, 100			
	137	324, 400	381, 600			
	138	324, 600	382, 100			
	139	324, 800	382, 600			
	140	325, 100	383, 100			
	141	325, 500	383, 600			
	142	325, 800				
	143	326, 100				
	144	326, 400				
	145	326, 800				
	146	327, 100				
	147	327, 300				

	148	327,600				
	149	328,000				
	150	328,300				
	151	328,600				
	152	328,800				
	153	329,100				
	154	329,400				
	155	329,700				
	156	330,000				
	157	330,200				
再雇用教職員		240,100	288,000	299,000	321,200	406,100

別表第 4

特別支援学校教員俸給表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600

	16	232, 900	267, 600	346, 300	398, 600	475, 900
	17	235, 000	269, 300	347, 900	400, 000	477, 100
	18	236, 800	271, 500	349, 200	401, 600	477, 800
	19	238, 500	273, 700	350, 400	403, 200	478, 500
	20	240, 200	275, 900	351, 600	404, 700	479, 200
	21	241, 900	278, 100	352, 900	405, 900	479, 800
	22	243, 200	280, 300	354, 500	407, 300	
	23	244, 500	282, 500	356, 100	408, 700	
	24	245, 800	284, 600	357, 600	410, 000	
	25	247, 000	286, 600	359, 100	411, 600	
	26	248, 200	288, 500	360, 700	413, 000	
	27	249, 400	290, 400	362, 300	414, 300	
	28	250, 600	292, 200	363, 800	415, 700	
	29	251, 700	294, 000	365, 300	417, 100	
	30	252, 900	295, 900	366, 900	418, 400	
	31	254, 100	297, 700	368, 500	419, 900	
	32	255, 300	299, 400	370, 000	421, 400	
	33	256, 400	301, 100	371, 500	423, 000	
	34	257, 700	302, 900	373, 100	424, 400	
	35	259, 000	304, 600	374, 700	426, 000	
	36	260, 300	306, 200	376, 200	427, 500	
	37	261, 700	307, 800	377, 700	429, 200	
	38	263, 100	309, 500	379, 200	430, 700	
	39	264, 400	311, 300	380, 700	432, 300	
	40	265, 700	313, 000	382, 100	433, 900	
	41	267, 000	314, 300	383, 500	435, 400	
	42	268, 000	316, 200	385, 000	436, 900	
	43	269, 000	318, 000	386, 400	438, 100	
	44	269, 900	319, 700	387, 800	439, 300	

	45	270, 600	321, 400	389, 300	440, 500
	46	271, 400	323, 300	390, 900	441, 800
	47	272, 200	325, 000	392, 500	443, 000
	48	273, 000	326, 700	393, 900	444, 200
	49	273, 800	328, 400	395, 100	445, 300
	50	274, 600	330, 200	396, 500	446, 500
	51	275, 300	332, 000	397, 900	447, 700
	52	276, 100	333, 700	399, 200	448, 900
	53	276, 900	335, 400	400, 400	450, 100
	54	277, 700	336, 700	401, 600	451, 300
	55	278, 500	338, 000	402, 900	452, 500
	56	279, 300	339, 300	404, 200	453, 700
	57	280, 000	340, 800	405, 500	454, 800
	58	280, 600	342, 400	406, 800	455, 400
	59	281, 400	343, 900	408, 200	455, 900
	60	282, 300	345, 500	409, 400	456, 400
	61	283, 100	347, 000	410, 600	456, 900
	62	283, 700	348, 600	412, 000	
	63	284, 500	350, 200	413, 400	
	64	285, 200	351, 700	414, 700	
	65	286, 200	353, 200	415, 900	
	66	287, 000	354, 800	417, 100	
	67	287, 800	356, 400	418, 400	
	68	288, 500	357, 900	419, 800	
	69	289, 200	359, 400	421, 100	
	70	290, 000	361, 000	422, 300	
	71	290, 800	362, 600	423, 300	
	72	291, 500	364, 100	424, 500	
	73	292, 200	365, 600	425, 700	
	74	292, 900	367, 200	426, 800	

	75	293,600	368,800	428,000		
	76	294,200	370,300	429,000		
	77	294,800	371,800	430,100		
	78	295,500	373,200	431,100		
	79	296,200	374,600	432,100		
	80	296,800	375,900	433,100		
	81	297,400	377,200	434,000		
	82	298,100	378,600	434,800		
	83	298,800	380,000	435,600		
	84	299,500	381,300	436,400		
	85	300,200	382,400	437,100		
	86	301,000	383,800	437,500		
	87	301,700	385,100	437,900		
	88	302,400	386,400	438,300		
	89	303,100	387,600	438,700		
	90	304,000	388,900	439,000		
	91	304,800	390,000	439,300		
	92	305,600	391,200	439,500		
	93	306,100	392,400	439,800		
	94	306,900	393,500	440,100		
	95	307,700	394,700	440,400		
	96	308,500	395,900	440,600		
	97	309,200	397,300	440,800		
	98	310,000	398,300	441,100		
	99	310,800	399,300	441,400		
	100	311,500	400,300	441,600		
	101	312,300	401,200	441,800		
	102	313,200	402,200	442,100		
	103	314,100	403,300	442,400		
	104	314,900	404,400	442,600		

	105	315,500	405,100	442,800		
	106	316,300	406,000			
	107	317,100	406,900			
	108	317,900	407,800			
	109	318,600	408,600			
	110	319,000	409,400			
	111	319,400	410,200			
	112	319,900	411,000			
	113	320,400	411,600			
	114	320,800	412,300			
	115	321,300	413,000			
	116	321,700	413,700			
	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			

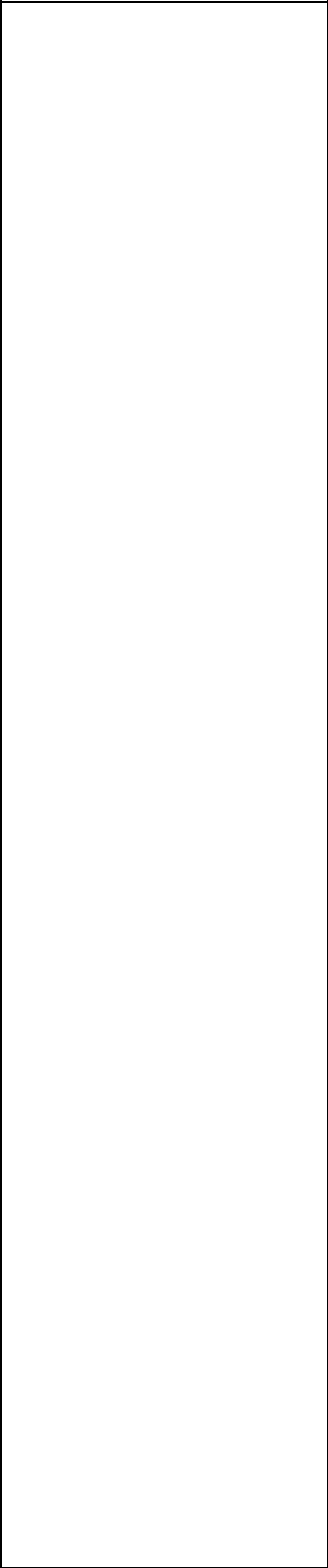
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
再雇用教職員		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

中・小学校教員俸給表

教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200



4	206, 700	227, 900	325, 000	353, 200	439, 500
5	208, 900	230, 300	326, 600	354, 600	440, 600
6	211, 200	232, 700	328, 500	356, 000	441, 700
7	213, 400	235, 100	330, 400	357, 400	442, 900
8	215, 600	237, 500	332, 300	358, 800	444, 100
9	217, 800	239, 900	334, 100	360, 200	445, 400
10	220, 000	241, 500	336, 100	361, 500	446, 600
11	222, 200	243, 100	337, 900	362, 800	447, 600
12	224, 400	244, 700	339, 700	364, 100	448, 700
13	226, 600	246, 300	341, 400	365, 300	449, 900
14	228, 700	247, 800	343, 100	366, 600	450, 700
15	230, 800	249, 200	344, 700	367, 800	451, 500
16	232, 900	250, 600	346, 300	369, 000	452, 400
17	235, 000	252, 000	347, 900	370, 200	453, 300
18	236, 800	253, 200	349, 200	371, 400	453, 800
19	238, 500	254, 400	350, 400	372, 600	454, 300
20	240, 200	255, 600	351, 600	373, 700	454, 800
21	241, 900	257, 000	352, 900	374, 800	455, 300
22	243, 200	258, 200	354, 300	376, 000	
23	244, 500	259, 500	355, 700	377, 200	
24	245, 800	260, 800	357, 000	378, 300	
25	247, 000	262, 100	358, 300	379, 400	
26	248, 100	264, 000	359, 700	380, 600	
27	249, 200	265, 800	361, 100	381, 800	
28	250, 300	267, 600	362, 400	382, 900	
29	251, 500	269, 300	363, 700	384, 000	
30	252, 800	271, 500	365, 100	385, 200	
31	254, 000	273, 700	366, 400	386, 400	
32	255, 200	275, 900	367, 700	387, 500	

	33	256,300	278,100	369,000	388,600
	34	257,500	280,300	370,200	389,800
	35	258,700	282,500	371,400	391,000
	36	259,900	284,600	372,600	392,200
	37	261,100	286,600	373,800	393,400
	38	262,300	288,500	375,000	394,700
	39	263,500	290,400	376,200	395,900
	40	264,700	292,200	377,400	397,100
	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600

	63	283, 600	332, 000	402, 600	422, 300
	64	284, 200	333, 700	403, 600	422, 800
	65	284, 900	335, 400	404, 500	423, 100
	66	285, 600	336, 700	405, 400	423, 400
	67	286, 300	338, 000	406, 400	423, 800
	68	287, 000	339, 300	407, 400	424, 200
	69	287, 700	340, 800	408, 200	424, 500
	70	288, 500	342, 300	409, 000	424, 900
	71	289, 200	343, 800	409, 700	425, 200
	72	289, 900	345, 300	410, 500	425, 500
	73	290, 400	346, 700	411, 200	425, 800
	74	291, 100	348, 200	411, 800	426, 200
	75	291, 800	349, 700	412, 500	426, 500
	76	292, 400	351, 200	413, 200	426, 800
	77	293, 000	352, 600	413, 800	427, 100
	78	293, 700	354, 100	414, 500	427, 400
	79	294, 300	355, 600	415, 000	427, 700
	80	294, 900	357, 100	415, 600	427, 900
	81	295, 500	358, 500	416, 000	428, 100
	82	296, 100	359, 800	416, 400	
	83	296, 700	361, 100	416, 700	
	84	297, 300	362, 300	417, 000	
	85	297, 800	363, 500	417, 200	
	86	298, 300	364, 700	417, 500	
	87	298, 800	365, 900	417, 800	
	88	299, 300	367, 000	418, 000	
	89	299, 700	368, 100	418, 200	
	90	300, 300	369, 200	418, 500	
	91	300, 800	370, 300	418, 800	
	92	301, 300	371, 400	419, 000	

	93	301,600	372,500	419,200		
	94	302,100	373,700	419,500		
	95	302,600	374,800	419,800		
	96	303,000	375,900	420,000		
	97	303,400	376,900	420,200		
	98	303,900	377,900	420,500		
	99	304,400	378,800	420,800		
	100	304,800	379,700	421,000		
	101	305,200	380,500	421,200		
	102	305,600	381,500	421,500		
	103	306,000	382,400	421,800		
	104	306,300	383,300	422,000		
	105	306,500	384,100	422,200		
	106	306,800	385,000			
	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			
	109	307,500	387,600			
	110	307,700	388,600			
	111	308,000	389,500			
	112	308,300	390,400			
	113	308,500	391,000			
	114	308,700	391,900			
	115	308,900	392,800			
	116	309,200	393,700			
	117	309,500	394,500			
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			

	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			

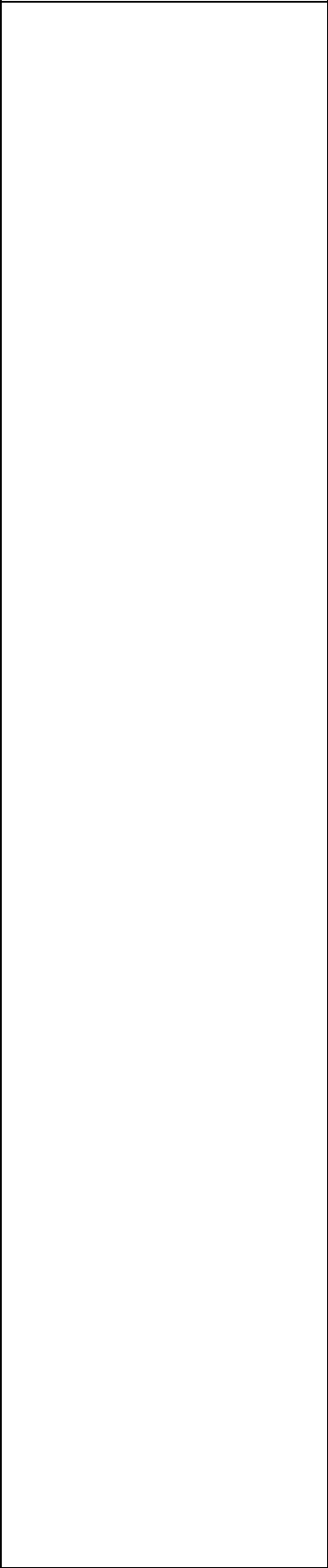
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
再雇用教職員		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

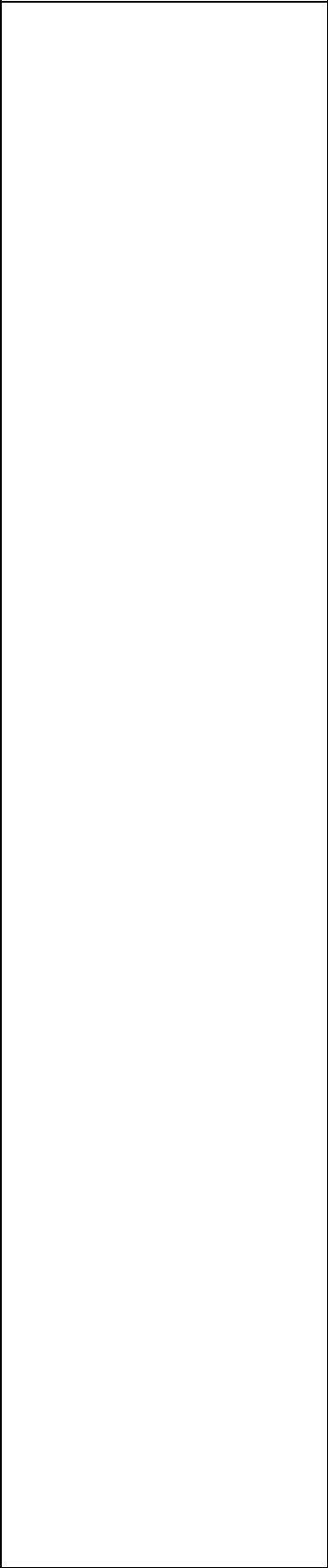
別表第6

栄養士俸給表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	188,600	227,400	263,000	281,800
	2	190,700	228,700	263,800	282,600
	3	192,800	230,000	264,600	283,400
	4	194,900	231,300	265,400	284,100
	5	196,900	232,500	266,200	284,800
	6	198,900	233,600	267,000	285,500
	7	200,900	234,600	267,800	286,200
	8	202,700	235,600	268,600	287,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800
	10	206,400	237,900	270,200	288,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400
	12	210,400	240,500	271,800	290,100
	13	212,100	241,800	272,600	290,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900
	15	216,300	244,400	274,200	293,000
	16	218,400	245,600	275,000	294,200



17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400
18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600
19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800
20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000
21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400
23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700



47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300

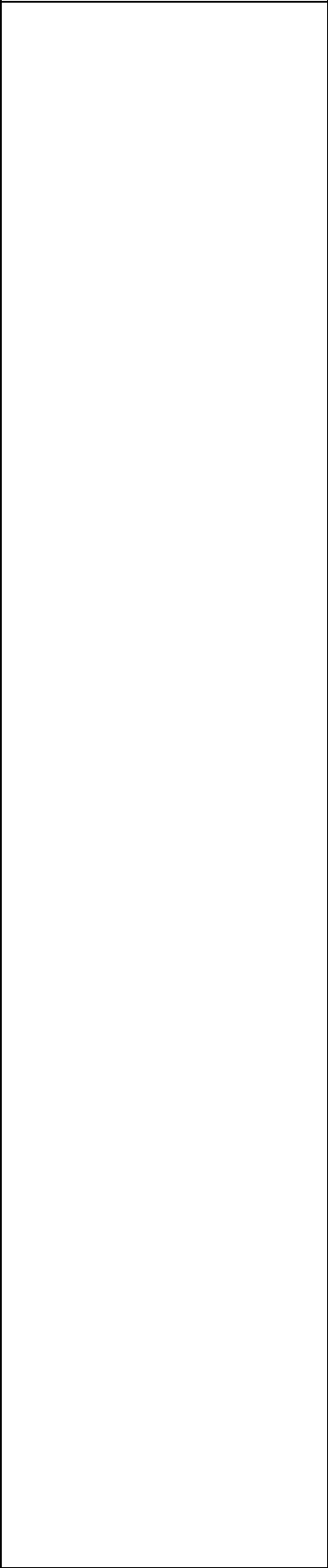
	77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600
	78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900
	79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100
	80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400
	81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900
	82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200
	83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500
	84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800
	85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200
	86		294, 100	331, 700	352, 500
	87		294, 300	332, 000	352, 800
	88		294, 500	332, 300	353, 100
	89		294, 900	332, 600	353, 500
	90		295, 100	332, 800	353, 800
	91		295, 300	333, 200	354, 100
	92		295, 500	333, 500	354, 400
	93		295, 900	333, 700	354, 700
	94		296, 100	334, 000	355, 100
	95		296, 300	334, 300	355, 500
	96		296, 600	334, 600	355, 900
	97		296, 900	334, 800	356, 400
	98		297, 100	335, 100	356, 800
	99		297, 300	335, 400	357, 200
	100		297, 600	335, 600	357, 600
	101		297, 900	335, 800	358, 100
	102		298, 100	336, 000	
	103		298, 300	336, 400	
	104		298, 600	336, 600	
	105		298, 900	336, 800	

	106			337, 200	
	107			337, 600	
	108			338, 000	
	109			338, 200	
再雇用教職員		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700

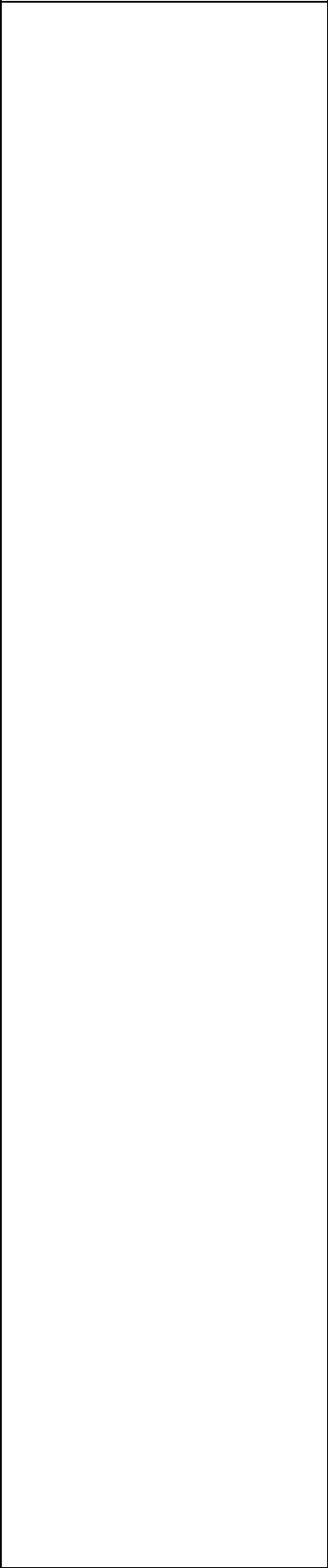
別表第 7

看護師俸給表

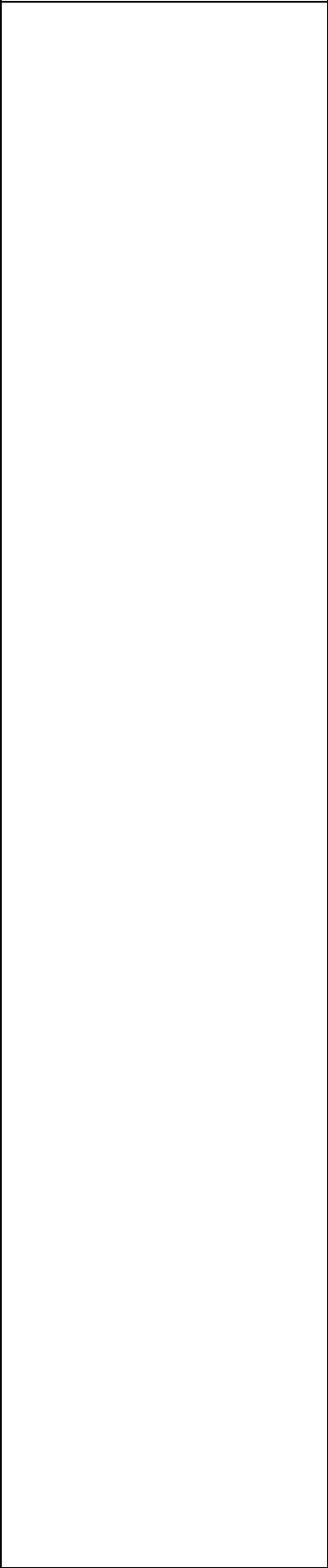
教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	207, 700	240, 600	281, 800
	2	209, 600	242, 800	282, 300
	3	211, 400	245, 000	282, 800
	4	213, 100	247, 200	283, 300
	5	214, 800	249, 400	283, 800
	6	216, 700	250, 400	284, 300
	7	218, 500	251, 300	284, 800
	8	220, 200	252, 200	285, 300
	9	221, 900	253, 100	285, 800
	10	223, 900	254, 300	286, 300
	11	225, 800	255, 400	286, 800
	12	227, 700	256, 300	287, 300
	13	229, 600	257, 100	287, 800
	14	231, 600	257, 800	288, 300
	15	233, 600	258, 500	288, 800
	16	235, 600	259, 400	289, 300
	17	237, 600	260, 500	289, 800
	18	239, 600	261, 600	290, 300
	19	241, 700	262, 700	290, 800
	20	243, 700	263, 800	291, 300
	21	245, 600	264, 900	291, 800



22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500
31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600



52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200
58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100
61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200



81	283, 600	308, 500	346, 100
82	284, 100	309, 400	347, 100
83	284, 600	310, 300	348, 000
84	285, 100	311, 100	349, 000
85	285, 600	311, 900	349, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700
87	286, 600	313, 900	351, 500
88	287, 100	314, 900	352, 300
89	287, 600	315, 800	352, 900
90	288, 100	316, 900	353, 500
91	288, 600	317, 900	354, 100
92	289, 100	318, 900	354, 700
93	289, 600	319, 700	355, 100
94	290, 200	320, 400	355, 500
95	290, 800	321, 100	356, 000
96	291, 400	321, 700	356, 400
97	292, 000	322, 200	356, 900
98	292, 500	322, 500	357, 300
99	293, 000	323, 100	357, 800
100	293, 500	323, 700	358, 200
101	294, 000	324, 100	358, 500
102	294, 500	324, 700	359, 000
103	295, 000	325, 300	359, 400
104	295, 400	325, 800	359, 700
105	295, 800	326, 200	360, 100
106	296, 300	326, 700	360, 600
107	296, 800	327, 200	361, 100
108	297, 100	327, 700	361, 600
109	297, 300	328, 100	362, 100
110	297, 600	328, 500	362, 600

	111	297,800	328,800	363,100
	112	298,100	329,100	363,500
	113	298,400	329,400	363,900
	114	298,600	329,800	364,300
	115	298,900	330,100	364,800
	116	299,100	330,400	365,300
	117	299,400	330,600	365,700
	118	299,700	330,900	366,200
	119	300,000	331,200	366,700
	120	300,300	331,400	367,200
	121	300,600	331,600	367,500
	122	301,000	331,900	
	123	301,300	332,200	
	124	301,600	332,500	
	125	301,800	332,700	
	126	302,000	333,000	
	127	302,300	333,400	
	128	302,700	333,600	
	129	302,900	333,800	
	130	303,200	334,000	
	131	303,600	334,400	
	132	304,000	334,600	
	133	304,200	334,900	
	134	304,500	335,300	
	135	304,800	335,700	
	136	305,100	336,100	
	137	305,300	336,400	
	138	305,600	336,800	
	139	305,900	337,200	
	140	306,200	337,600	

	141	306,400	337,900	
	142	306,800	338,300	
	143	307,200	338,600	
	144	307,500	339,000	
	145	307,700	339,300	
	146	307,900	339,700	
	147	308,200	340,100	
	148	308,600	340,500	
	149	308,800	340,800	
	150	309,000	341,200	
	151	309,300	341,600	
	152	309,600	342,000	
	153	310,000	342,300	
	154	310,200		
	155	310,400		
	156	310,700		
	157	311,000		
	158	311,300		
	159	311,600		
	160	311,900		
	161	312,300		
	162	312,600		
	163	312,900		
	164	313,200		
	165	313,600		
	166	313,900		
	167	314,200		
	168	314,500		
	169	314,900		

再雇用教職員		239, 700	260, 200	267, 500
--------	--	----------	----------	----------